

第2章 障害学生支援に関する体制の整備

(監修) 柏倉 秀克

1. 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定

本項目は、平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行を踏まえて、平成28年度から新設した調査項目である。同法により、国の行政機関等にはその職員が同法の規定に適切に対応するために必要な要領を定めることが義務とされ、地方公共団体等にはそれが努力義務とされた。事業者にあたる学校法人に対しては主務大臣が対応指針を定めるものとされた。以上のことから、本項目は大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）における対応要領や各大学等が定める障害学生支援に関する基本方針（ガイドライン）、規程等の策定状況について把握することを目的としている。

以下、(1) 経年推移、(2) 学校種別・設置者別の状況、(3) 学校規模別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

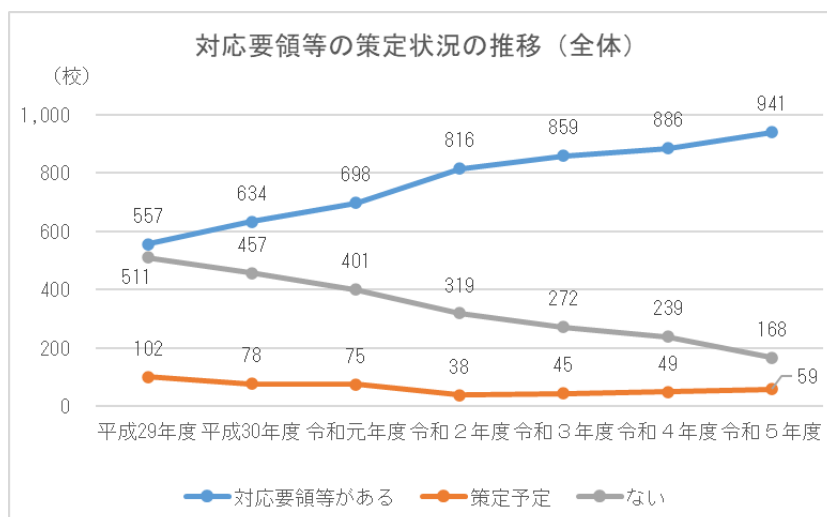
平成29年度は、「障害者差別解消法に関する対応要領又は基本方針、規程等」（以下「対応要領等」という。）がある学校は557校であったが、令和5年度には941校に増加し、全学校数に占める割合は47.6%から80.6%に増加した（図表1、図表2）。

一方で、対応要領等がない学校は平成29年度には511校で、令和5年度には168校に減少しているものの、全体の14.4%の大学等で策定されていない状況である。

図表1 対応要領等の策定状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	対応要領 等がある	全学校数 に占める 割合	策定予定	ない	全学校数 に占める 割合
平成29年度	1,170	557	47.6%	102	511	43.7%
平成30年度	1,169	634	54.2%	78	457	39.1%
令和元年度	1,174	698	59.5%	75	401	34.2%
令和2年度	1,173	816	69.6%	38	319	27.2%
令和3年度	1,176	859	73.0%	45	272	23.1%
令和4年度	1,174	886	75.5%	49	239	20.4%
令和5年度	1,168	941	80.6%	59	168	14.4%

図表 2



(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、対応要領等がある学校は大学、短期大学は、平成 29 年度はそれぞれ 406 校、104 校で、令和 5 年度にはそれぞれ 667 校、218 校に増加している（図表 3）。一方で、対応要領等がない学校は、大学、短期大学ともに、平成 29 年度はそれぞれ 308 校、196 校であったが、令和 5 年度にはそれぞれ 106 校、61 校に減少した。高等専門学校では、対応要領等がある学校は平成 29 年度には 47 校であったが、令和 5 年度は 56 校に増加し、ほぼ全ての学校で策定されている。

図表 3 対応要領等の策定状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	対応要領等 がある	策定予定	ない
大学	平成 29 年度	782	406	68	308
	平成 30 年度	785	464	49	272
	令和元年度	792	508	41	243
	令和 2 年度	801	575	24	202
	令和 3 年度	809	610	26	173
	令和 4 年度	813	632	28	153
	令和 5 年度	812	667	39	106
短期大学	平成 29 年度	331	104	31	196
	平成 30 年度	327	120	26	181
	令和元年度	325	141	31	153
	令和 2 年度	315	188	13	114
	令和 3 年度	310	196	17	97
	令和 4 年度	304	200	19	85
	令和 5 年度	298	218	19	61
高等専門学校	平成 29 年度	57	47	3	7
	平成 30 年度	57	50	3	4
	令和元年度	57	49	3	5

	令和2年度	57	53	1	3
	令和3年度	57	53	2	2
	令和4年度	57	54	2	1
	令和5年度	58	56	1	1

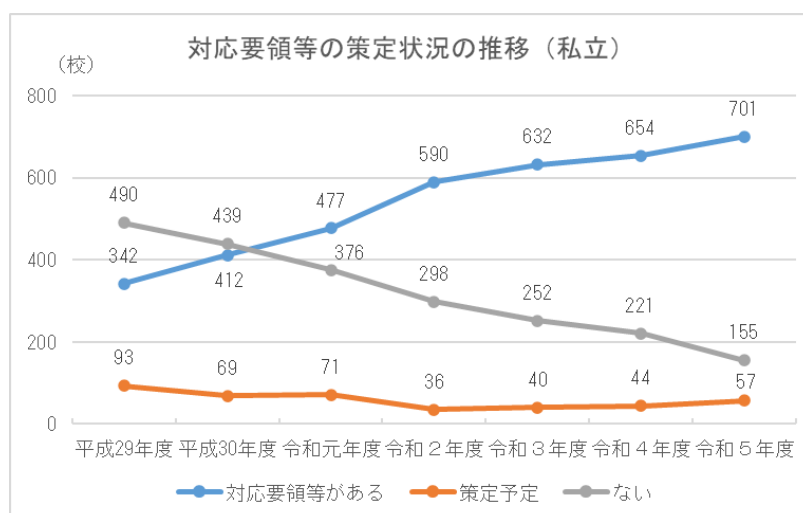
設置者別にみると、国立で対応要領等がある学校は、平成29年度は130校、令和5年度は135校であった（図表4）。この間の国立の大学等の設置数は137校で変わらず、ごく一部を除き平成29年度から対応要領等が策定されている。

同様に公立と私立の対応要領等がある学校についてみると、公立は85校から105校に増加し、私立の大学等は342校から701校に増加している。特に私立の増加の幅が大きく、学校数に占める割合は平成29年度の37.0%から令和5年度には76.8%と、39.8ポイント増加している。令和2年度までも毎年増加していたが、令和3年の障害者差別解消法の改正により一層取組が進んだものと考えられる。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表5）。

図表4 対応要領等の策定状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	対応要領等 がある	学校数に占 める割合	策定予定	ない
国立	平成29年度	137	130	94.9%	3	4
	平成30年度	137	132	96.4%	3	2
	令和元年度	137	130	94.9%	3	4
	令和2年度	137	133	97.1%	1	3
	令和3年度	137	133	97.1%	2	2
	令和4年度	137	134	97.8%	2	1
	令和5年度	137	135	98.5%	1	1
公立	平成29年度	108	85	78.7%	6	17
	平成30年度	112	90	80.4%	6	16
	令和元年度	113	91	80.5%	1	21
	令和2年度	112	93	83.0%	1	18
	令和3年度	115	94	81.7%	3	18
	令和4年度	118	98	83.1%	3	17
	令和5年度	118	105	89.0%	1	12
私立	平成29年度	925	342	37.0%	93	490
	平成30年度	920	412	44.8%	69	439
	令和元年度	924	477	51.6%	71	376
	令和2年度	924	590	63.9%	36	298
	令和3年度	924	632	68.4%	40	252
	令和4年度	919	654	71.2%	44	221
	令和5年度	913	701	76.8%	57	155

図表 5



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中70校(97.2%)に、5,000~9,999人の学校108校中100校(92.6%)に、2,000~4,999人の学校175校中158校(90.3%)に対応要領等があり、2,000人以上の規模の大学等の9割以上が策定済みとなっている(図表6)。

2,000人未満の規模では、1,000~1,999人の学校は229校中182校、500~999人の学校は194校中155校、500人未満の学校は390校中276校に対応要領等があり、学校数に占める割合はそれぞれ79.5%、79.9%、70.8%である。また、これら2,000人未満の規模の学校で対応要領等がないものはそれぞれ34校、28校、88校であり、500人未満の学校の22.6%が未策定となっている。

なお、学校規模別における学校種の内訳を示すと、10,000人以上の全72校、5,000~9,999人の108校のうち106校、2,000~4,999人の175校のうち173校が大学で、他は短期大学である。2,000人未満の規模では、学校数813校のうち、大学が461校、短期大学が294校、高等専門学校が58校であり、ここに全短期大学298校の大半と全高等専門学校が含まれる。両者を合わせた割合は43.3%である。

図表 6 令和5年度の対応要領等の策定状況(学校規模別)

学校規模	規模別学校数(校)	対応要領等がある	学校数に占める割合	策定予定	ない	学校数に占める割合
10,000人以上	72	70	97.2%	1	1	1.4%
5,000~9,999人	108	100	92.6%	1	7	6.5%
2,000~4,999人	175	158	90.3%	7	10	5.7%
1,000~1,999人	229	182	79.5%	13	34	14.8%
500~999人	194	155	79.9%	11	28	14.4%
500人未満	390	276	70.8%	26	88	22.6%

2. 専門委員会等の設置

障害学生支援に関する専門委員会の設置状況について、以下、(1) 経年推移、(2) 学校種別・設置者別の状況、(3) 学校規模別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

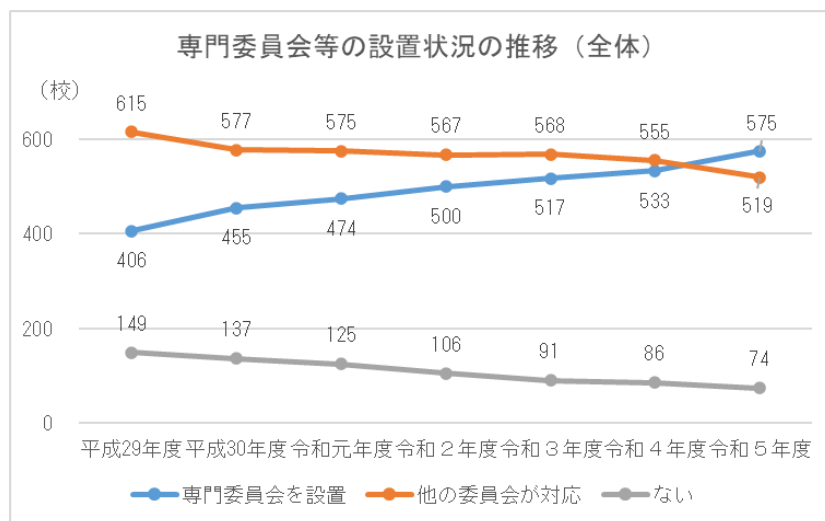
障害学生支援に関する専門委員会を設置している学校(①)と他の委員会が対応している学校(②)の数は、平成29年度にはそれぞれ406校、615校であり、対応する委員会がある学校(①+②)は1,021校で、全学校数に占める割合は87.3%であった(図表7、図表8)。令和5年度には①は575校、②は519校となり、対応する委員会がある学校(①+②)は1,094校である。全学校数に占める割合は93.7%であり、平成29年度から6.4ポイント増加している。

なお、専門委員会を設置している学校(①)と他の委員会が対応している学校(②)の推移をみると、前述のとおり平成29年度は①が406校、②が615校で、②の方が多い結果であったが、令和5年度には①が575校、②が519校と、①の数の方が多くなり、②の数が減少した。専門委員会を設置している学校(①)の全学校数に占める割合をみると、平成29年度の34.7%から令和5年度には49.2%と、14.5ポイント増加している。障害者差別解消法が改正されたことにより、専門委員会を設置する大学等が増えたものと考えられる。

図表7 専門委員会等の設置状況の推移(全体)

	全学校数 (校)	専門委員会を設置 ①	① 全学校数に 占める割合	他の委員 会が対応 ②	対応する委 員会がある (①+②)	①+② 全学校数に 占める割合	ない
平成29年度	1,170	406	34.7%	615	1,021	87.3%	149
平成30年度	1,169	455	38.9%	577	1,032	88.3%	137
令和元年度	1,174	474	40.4%	575	1,049	89.4%	125
令和2年度	1,173	500	42.6%	567	1,067	91.0%	106
令和3年度	1,176	517	44.0%	568	1,085	92.3%	91
令和4年度	1,174	533	45.4%	555	1,088	92.7%	86
令和5年度	1,168	575	49.2%	519	1,094	93.7%	74

図表 8



(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専門委員会を設置している学校（①）と他の委員会に対応している学校（②）は、平成 29 年度はそれぞれ 306 校、399 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 705 校であった（図表 9）。令和 5 年度には①は 412 校、②は 351 校となり、対応する委員会がある学校（①+②）は 58 校増加し 763 校となった。対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 77 校から令和 5 年度は 49 校に減少した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 74 校、②が 190 校であり、対応する委員会がある学校（①+②）は 264 校であった。令和 5 年度にはそれぞれ 124 校、150 校となり、対応する委員会がある学校（①+②）は 210 校増加し 74 校となった。対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 67 校から令和 5 年度は 24 校に減少した。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 26 校、②が 26 校であり、対応する委員会がある学校（①+②）は 52 校であった。令和 5 年度にはそれぞれ 39 校と 18 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 57 校と、おおむね全ての学校に設置されている。

図表 9 専門委員会等の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専門委員会 を設置①	他の委員会 が対応②	対応する委 員会がある (①+②)	ない
大学	平成 29 年度	782	306	399	705	77
	平成 30 年度	785	336	376	712	73
	令和元年度	792	348	374	722	70
	令和 2 年度	801	363	377	740	61
	令和 3 年度	809	367	386	753	56
	令和 4 年度	813	382	374	756	57
	令和 5 年度	812	412	351	763	49

短期大学	平成 29 年度	331	74	190	264	67
	平成 30 年度	327	89	178	267	60
	令和元年度	325	98	177	275	50
	令和 2 年度	315	108	165	273	42
	令和 3 年度	310	116	160	276	34
	令和 4 年度	304	115	162	277	27
	令和 5 年度	298	124	150	274	24
高等専門 学校	平成 29 年度	57	26	26	52	5
	平成 30 年度	57	30	23	53	4
	令和元年度	57	28	24	52	5
	令和 2 年度	57	29	25	54	3
	令和 3 年度	57	34	22	56	1
	令和 4 年度	57	36	19	55	2
	令和 5 年度	58	39	18	57	1

設置者別にみると、国立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 96 校、37 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 133 校であったが、令和 5 年度には①と②はそれぞれ 105 校、31 校と、対応する委員会がある学校（①+②）は 136 校となった（図表 10）。また、対応する委員会がある学校（①+②）の割合は平成 29 年度に既に 97.1%であり、令和 5 年度には 99.3%とおおむね全ての学校に委員会が設置されている。

公立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 44 校、55 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 99 校であったが、令和 5 年度には①と②はそれぞれ 57 校、54 校と、対応する委員会がある学校（①+②）は 111 校、94.1%となった。

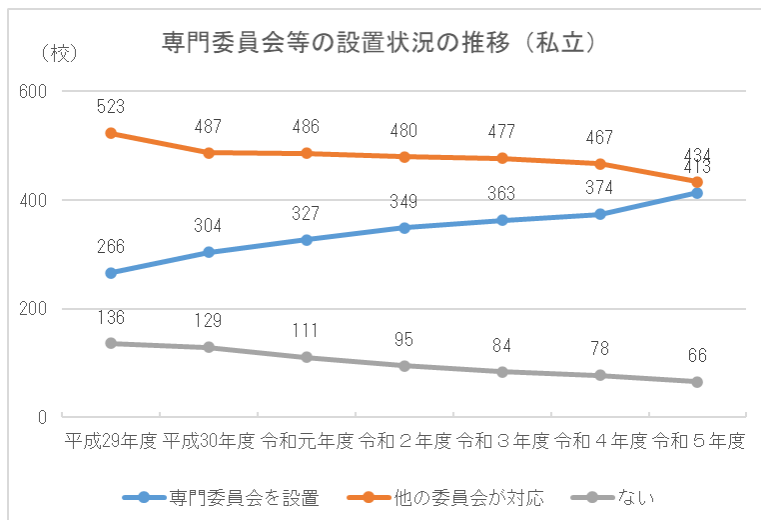
私立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 266 校、523 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 789 校であった。令和 5 年度には①と②はそれぞれ 413 校、434 校と、対応する委員会がある学校（①+②）は 847 校、92.8%となり、平成 29 年度の 85.3%に比べて 7.5 ポイント増加した。一方で、対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 136 校から令和 5 年度は 66 校に減少した。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表 11）。

図表 10 専門委員会等の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専門委 員会を 設置①	他の委員 会が対応 ②	対応する委 員会がある (①+②)	①+② 学校数に占 める割合	ない
国立	平成 29 年度	137	96	37	133	97.1%	4
	平成 30 年度	137	99	35	134	97.8%	3
	令和元年度	137	97	35	132	96.4%	5
	令和 2 年度	137	99	34	133	97.1%	4
	令和 3 年度	137	102	33	135	98.5%	2
	令和 4 年度	137	103	32	135	98.5%	2
	令和 5 年度	137	105	31	136	99.3%	1

公立	平成 29 年度	108	44	55	99	91.7%	9
	平成 30 年度	112	52	55	107	95.5%	5
	令和元年度	113	50	54	104	92.0%	9
	令和 2 年度	112	52	53	105	93.8%	7
	令和 3 年度	115	52	58	110	95.7%	5
	令和 4 年度	118	56	56	112	94.9%	6
	令和 5 年度	118	57	54	111	94.1%	7
私立	平成 29 年度	925	266	523	789	85.3%	136
	平成 30 年度	920	304	487	791	86.0%	129
	令和元年度	924	327	486	813	88.0%	111
	令和 2 年度	924	349	480	829	89.7%	95
	令和 3 年度	924	363	477	840	90.9%	84
	令和 4 年度	919	374	467	841	91.5%	78
	令和 5 年度	913	413	434	847	92.8%	66

図表 11



(3) 学校規模別の状況

令和 5 年度調査結果を学校規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校 72 校中、専門委員会を設置している学校 (①) と他の委員会が対応している学校 (②) はそれぞれ 54 校、15 校であり、対応する委員会がある学校 (①+②) は 69 校と 95.8% を占める。(図表 12)。

5,000～9,999 人の学校では、108 校中①と②はそれぞれ 70 校、31 校で、対応する委員会がある学校 (①+②) は 101 校 (93.5%) である。2,000～4,999 人の学校では、175 校中①と②はそれぞれ 105 校、64 校で、対応する委員会があるのは 169 校 (96.6%) である。1,000～1,999 人の学校では、229 校中①と②はそれぞれ 117 校、99 校で、対応する委員会がある学校 (①+②) は 216 校 (94.3%) である。500～999 人の学校では、194 校中①と②はそれぞれ 79 校、105 校で、対応する委員会がある学校 (①+②) は 184 校 (94.8%) である。500 人未満の学校では、390 校中①と②はそれぞれ 150 校、

205 校で、対応する委員会がある学校（①+②）は 355 校（91.0%）である。以上のとおり、対応する委員会がある学校は全ての学校規模において9割以上となっている。

なお、専門委員会を設置している学校の割合をみると、学生数 10,000 人以上の学校から順に、それぞれ 75.0%、64.8%、60.0%、51.1%、40.7%、38.5%であり、規模が大きくなるに従い設置の割合が高くなっている。

図表 12 令和 5 年度の専門委員会等の設置状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	専門委員 会を設置 ①	① 学校数に占 める割合	他の委員 会が対応 ②	対応する委 員会がある (①+②)	①+② 学校数に占 める割合	ない
10,000 人以上	72	54	75.0%	15	69	95.8%	3
5,000~9,999 人	108	70	64.8%	31	101	93.5%	7
2,000~4,999 人	175	105	60.0%	64	169	96.6%	6
1,000~1,999 人	229	117	51.1%	99	216	94.3%	13
500~999 人	194	79	40.7%	105	184	94.8%	10
500 人未満	390	150	38.5%	205	355	91.0%	35

3. 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置

紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況について、以下、(1) 経年推移、(2) 学校種別・設置者別の状況、(3) 学校規模別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校（①）と他の機関が対応している学校（②）の数は、平成 29 年度にはそれぞれ 70 校、407 校で、対応する機関がある学校（①+②）は 477 校となり、全学校数に占める割合は 40.8%であった（図表 13）。令和 5 年度には①は 93 校、②は 536 校で、対応する機関がある学校（①+②）は 629 校、53.9%となった。平成 29 年度の 40.8%と比べ 13.1 ポイント増加しているものの、対応する機関がある学校は全学校数の 5 割程度にとどまっている。

図表 13 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	調整機関を 設置①	① 全学校数に 占める割合	他の機関が 対応②	対応する機 関がある (①+②)	①+② 全学校数に 占める割合	ない
平成 29 年度	1,170	70	6.0%	407	477	40.8%	693
平成 30 年度	1,169	77	6.6%	457	534	45.7%	635
令和元年度	1,174	73	6.2%	477	550	46.8%	624
令和 2 年度	1,173	76	6.5%	519	595	50.7%	578
令和 3 年度	1,176	76	6.5%	529	605	51.4%	571
令和 4 年度	1,174	87	7.4%	527	614	52.3%	560
令和 5 年度	1,168	93	8.0%	536	629	53.9%	539

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校(①)と他の機関が対応している学校(②)は、平成29年度はそれぞれ60校、291校で、対応する機関がある学校(①+②)は351校であった(図表14)。令和5年度には①と②はそれぞれ79校、367校となり、対応する機関がある学校(①+②)は95校増加し446校となった。

短期大学では、平成29年度は①が6校、②が101校であり、対応する機関がある学校(①+②)は107校であった。令和5年度にはそれぞれ11校、143校となり、対応する機関がある学校(①+②)は154校と47校増加した。

高等専門学校では、平成29年度は①が4校、②が15校であり、対応する機関がある学校(①+②)は19校であった。令和5年度にはそれぞれ3校と26校で、対応する機関がある学校(①+②)は29校と10校増加した。

図表14 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移(学校種別)

		学校数 (校)	調整機関を設 置①	他の機関が 対応②	対応する 機関がある (①+②)	ない
大学	平成29年度	782	60	291	351	431
	平成30年度	785	65	317	382	403
	令和元年度	792	64	339	403	389
	令和2年度	801	66	366	432	369
	令和3年度	809	64	380	444	365
	令和4年度	813	72	376	448	365
	令和5年度	812	79	367	446	366
短期大学	平成29年度	331	6	101	107	224
	平成30年度	327	10	117	127	200
	令和元年度	325	7	116	123	202
	令和2年度	315	8	127	135	180
	令和3年度	310	10	122	132	178
	令和4年度	304	12	124	136	168
	令和5年度	298	11	143	154	144
高等専門 学校	平成29年度	57	4	15	19	38
	平成30年度	57	2	23	25	32
	令和元年度	57	2	22	24	33
	令和2年度	57	2	26	28	29
	令和3年度	57	2	27	29	28
	令和4年度	57	3	27	30	27
	令和5年度	58	3	26	29	29

設置者別にみると、国立では、①と②は、平成29年度はそれぞれ30校、63校で、対応する機関がある学校(①+②)は93校であったが、令和5年度には①と②はそれぞれ33校、73校と、対応する機関がある学校(①+②)は106校となった(図表15)。国立においては、対応する機関がある学校の割合は平成29年度に67.9%であったが、

令和5年度には77.4%と9.5ポイント増加した。

公立では、①と②は、平成29年度はそれぞれ16校、34校で、対応する機関がある学校（①+②）は50校であった。令和5年度には①と②はそれぞれ13校、52校と、対応する機関がある学校（①+②）は65校となり、割合は平成29年度の46.3%から令和5年度に55.1%と8.8ポイント増加した。

私立では、①と②は、平成29年度はそれぞれ24校、310校で、対応する機関がある学校（①+②）は334校であった。令和5年度には①と②はそれぞれ47校、411校と、対応する機関がある学校（①+②）は458校となり、割合は平成29年度の36.1%から令和5年度に50.2%と14.1ポイント増加した。

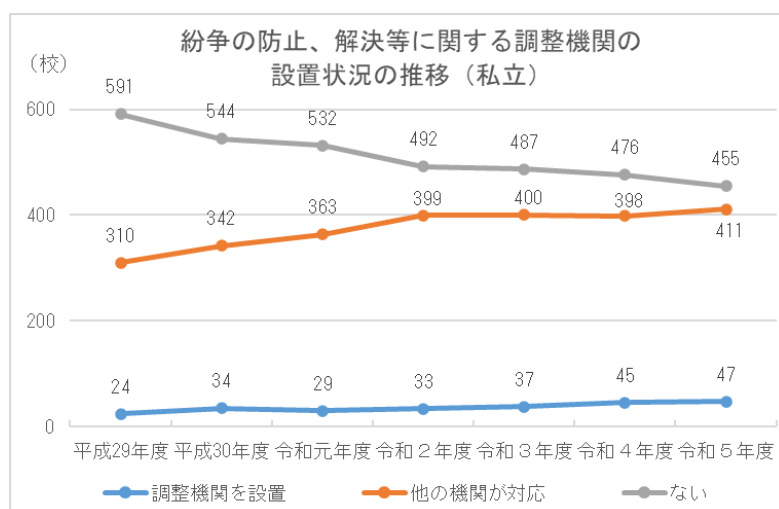
令和5年度において、対応する機関がある学校の割合は、国立は77.4%、公立は55.1%、私立は50.2%であり、国立の割合が相対的に高くなっている。

私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表16）。

図表15 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	調整機関を 設置①	他の機関 が対応②	対応する 機関がある (①+②)	①+② 学校数に占 める割合	ない
国立	平成29年度	137	30	63	93	67.9%	44
	平成30年度	137	27	70	97	70.8%	40
	令和元年度	137	29	67	96	70.1%	41
	令和2年度	137	30	70	100	73.0%	37
	令和3年度	137	27	78	105	76.6%	32
	令和4年度	137	31	75	106	77.4%	31
	令和5年度	137	33	73	106	77.4%	31
公立	平成29年度	108	16	34	50	46.3%	58
	平成30年度	112	16	45	61	54.5%	51
	令和元年度	113	15	47	62	54.9%	51
	令和2年度	112	13	50	63	56.3%	49
	令和3年度	115	12	51	63	54.8%	52
	令和4年度	118	11	54	65	55.1%	53
	令和5年度	118	13	52	65	55.1%	53
私立	平成29年度	925	24	310	334	36.1%	591
	平成30年度	920	34	342	376	40.9%	544
	令和元年度	924	29	363	392	42.4%	532
	令和2年度	924	33	399	432	46.8%	492
	令和3年度	924	37	400	437	47.3%	487
	令和4年度	919	45	398	443	48.2%	476
	令和5年度	913	47	411	458	50.2%	455

図表 16



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校(①)は20校、他の部署・機関が対応する学校(②)は30校で、対応する機関がある学校(①+②)は50校(69.4%)であった(図表17)。5,000~9,999人の学校では、108校中①は17校、②は50校で、対応する機関がある学校(①+②)は67校(62.0%)であった。5,000人以上の規模の学校の6割以上に対応する機関がある。

2,000~4,999人の学校では、175校中①は21校、②は83校で、対応する機関がある学校(①+②)は104校(59.4%)である。1,000~1,999人の学校では229校中①は15校、②は104校で、対応する機関がある学校(①+②)は119校(52.0%)である。500~999人の学校では194校中①は7校、②は82校で、対応する機関がある学校(①+②)は89校(45.9%)である。500人未満の学校では390校中①は13校、②は187校で、対応する機関がある学校(①+②)は200校(51.3%)であった。2,000人未満の規模の学校で対応する機関があるのは5割前後となっている。

図表 17 令和5年度の紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	調整機関を 設置①	① 学校数に占 める割合	他の機関 が対応②	対応する機 関がある (①+②)	①+② 学校数に占 める割合	ない
10,000人以上	72	20	27.8%	30	50	69.4%	22
5,000~9,999人	108	17	15.7%	50	67	62.0%	41
2,000~4,999人	175	21	12.0%	83	104	59.4%	71
1,000~1,999人	229	15	6.6%	104	119	52.0%	110
500~999人	194	7	3.6%	82	89	45.9%	105
500人未満	390	13	3.3%	187	200	51.3%	190

4. 障害学生支援担当部署の設置

障害学生支援担当部署の設置状況について、以下、(1) 経年推移、(2) 学校種別・設置者別の状況、(3) 学校規模別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

障害学生支援を担当する専門部署・機関を設置している学校(①)と他の部署・機関が対応する学校(②)の数は、平成29年度にはそれぞれ228校、878校であり、対応する部署等がある学校(①+②)は1,106校で、全学校数に占める割合は94.5%であった(図表18)。令和5年度には①は344校、②は797校となり、対応する部署等がある学校(①+②)は1,141校で全学校数の97.7%に当たる。障害学生支援を担当する部署等は既に多くの大学等に設置されている状況である。

専門部署・機関を設置している学校の推移をみると、前述のとおり平成29年度の228校から令和5年度には344校に増加し、全学校数に占める割合は19.5%から29.5%へと10ポイント増加している。また、平成29年度から令和5年度に、他の部署・機関が対応する学校は878校から797校に減少し、全学校数に占める割合は75.0%から68.2%に6.8ポイント減少した。対応する部署がない学校は64校から27校に減少していることから、対応が可能な大学等において専門部署・機関の設置が進んだことが見受けられる。

図表18 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移(全体)

	全学校数 (校)	専門部署・ 機関を 設置①	① 全学校数 に占める 割合	他の部署・ 機関が対 応②	② 全学校数 に占める 割合	対応する 部署等有 る (①+②)	①+② 全学校数 に占める 割合	ない
平成29年度	1,170	228	19.5%	878	75.0%	1,106	94.5%	64
平成30年度	1,169	250	21.4%	878	75.1%	1,128	96.5%	41
令和元年度	1,174	261	22.2%	865	73.7%	1,126	95.9%	48
令和2年度	1,173	278	23.7%	858	73.1%	1,136	96.8%	37
令和3年度	1,176	292	24.8%	845	71.9%	1,137	96.7%	39
令和4年度	1,174	306	26.1%	835	71.1%	1,141	97.2%	33
令和5年度	1,168	344	29.5%	797	68.2%	1,141	97.7%	27

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専門部署・機関を設置している学校(①)と他の部署・機関が対応する学校(②)の数は、平成29年度はそれぞれ181校、572校であり、対応する部署等がある学校(①+②)は753校であった(図表19)。令和5年度は、①は259校、②は540校であり、対応する部署等がある学校(①+②)は799校で、平成29年度に比べて46校増加した。また、対応する部署がない学校は29校から13

校に減少した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 33 校、②は 267 校であり、対応する部署等がある学校（①+②）は 300 校であった。令和 5 年度は①が 68 校、②が 216 校であり、対応する部署等がある学校（①+②）は 284 校となった。平成 29 年度に比べて 16 校減少しているが、同年度から令和 5 年度の間には短期大学の数が 33 校減少したことが影響したと考えられる。また、対応する部署がない学校は 31 校から 14 校に減少した。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 14 校、②は 39 校であり、対応する部署等がある学校（①+②）は 53 校であった。令和 5 年度は①が 17 校、②は 41 校で、対応する部署等がある学校（①+②）は 58 校全校となっている。

図表 19 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専門部署・ 機関を設置 ①	他の部署・ 機関が対応 ②	対応する部 署等がある (①+②)	ない
大学	平成 29 年度	782	181	572	753	29
	平成 30 年度	785	192	573	765	20
	令和元年度	792	204	564	768	24
	令和2年度	801	213	569	782	19
	令和3年度	809	222	565	787	22
	令和4年度	813	235	557	792	21
	令和5年度	812	259	540	799	13
短期大学	平成 29 年度	331	33	267	300	31
	平成 30 年度	327	41	265	306	21
	令和元年度	325	41	262	303	22
	令和2年度	315	49	249	298	17
	令和3年度	310	53	240	293	17
	令和4年度	304	56	236	292	12
	令和5年度	298	68	216	284	14
高等専門 学校	平成 29 年度	57	14	39	53	4
	平成 30 年度	57	17	40	57	0
	令和元年度	57	16	39	55	2
	令和2年度	57	16	40	56	1
	令和3年度	57	17	40	57	0
	令和4年度	57	15	42	57	0
	令和5年度	58	17	41	58	0

設置者別にみると、国立では、平成 29 年度は①が 84 校 (61.3%)、②は 50 校 (36.5%) で、令和 5 年度は①が 82 校 (59.9%) で、②は 55 校 (40.1%) であった (図表 20)。両年度間の学校数に占める割合をみると、①は 1.4 ポイント減少し、②は 3.6 ポイント増加している。

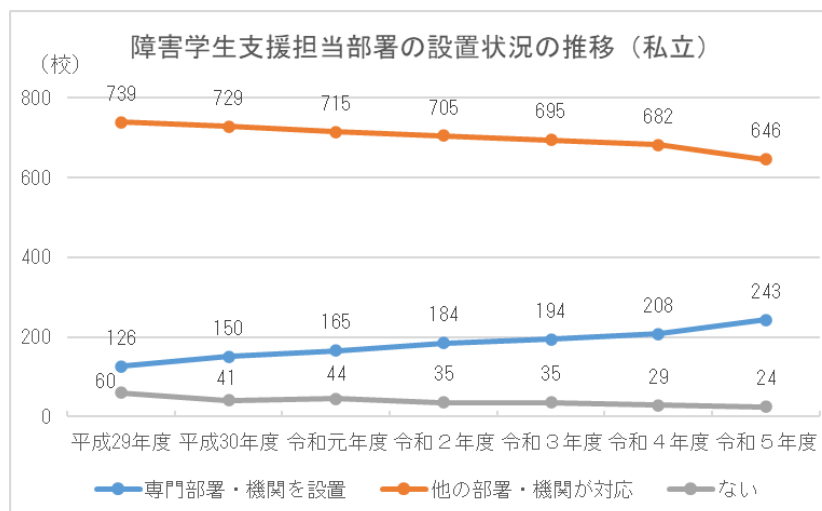
同様に、公立では①は 18 校 (16.7%) から 19 校 (16.1%) に、②は 89 校 (82.4%) から 96 校 (81.4%) になり、また、私立では①は 126 校 (13.6%) から 243 校 (26.6%) に増加し、②は 739 校 (79.9%) から 646 校 (70.8%) に減少している。私立の①の

学校数に占める割合は13.0ポイント増加しており、国立が減少し、公立が横ばいであることと比べ私立では大きく増加していると言える。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表21）。

図表20 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専門部署 ・機関を 設置①	① 学校数に占 める割合	他の部署・ 機関が対応 ②	② 学校数に占 める割合	ない
国立	平成29年度	137	84	61.3%	50	36.5%	3
	平成30年度	137	84	61.3%	53	38.7%	0
	令和元年度	137	83	60.6%	52	38.0%	2
	令和2年度	137	80	58.4%	56	40.9%	1
	令和3年度	137	80	58.4%	57	41.6%	0
	令和4年度	137	80	58.4%	57	41.6%	0
	令和5年度	137	82	59.9%	55	40.1%	0
公立	平成29年度	108	18	16.7%	89	82.4%	1
	平成30年度	112	16	14.3%	96	85.7%	0
	令和元年度	113	13	11.5%	98	86.7%	2
	令和2年度	112	14	12.5%	97	86.6%	1
	令和3年度	115	18	15.7%	93	80.9%	4
	令和4年度	118	18	15.3%	96	81.4%	4
	令和5年度	118	19	16.1%	96	81.4%	3
私立	平成29年度	925	126	13.6%	739	79.9%	60
	平成30年度	920	150	16.3%	729	79.2%	41
	令和元年度	924	165	17.9%	715	77.4%	44
	令和2年度	924	184	19.9%	705	76.3%	35
	令和3年度	924	194	21.0%	695	75.2%	35
	令和4年度	919	208	22.6%	682	74.2%	29
	令和5年度	913	243	26.6%	646	70.8%	24

図表21



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、専門部署・機関を設置している学校(①)は53校(73.6%)、②他の部署・機関が対応する学校(②)は19校であった(図表22)。5,000～9,999人の学校では、108校中①は58校(53.7%)、②は50校であった。5,000人以上の規模の学校では、対応する部署等がある学校(①+②)の割合は100.0%となっている。

2,000～4,999人の学校では、対応する部署等がある学校(①+②)は175校中174校(99.4%)であり、以下1,000～1,999人の学校では229校中224校(97.8%)、500～999人の学校では194校中192校(99.0%)、500人未満の学校では390校中371校(95.1%)と、いずれも95%を超えている。

なお、5,000人未満の規模の学校について専門部署・機関を設置している学校(①)のみをみると、規模が大きい区分から順に37.7%、26.2%、14.9%、20.0%と、割合が大きく減少しており、それに反比例して、他の部署・機関が対応している学校(②)は、61.7%、71.6%、84.0%、75.1%となっている。小規模の大学等では専門部署・機関を設置することが困難な状況であることがうかがえる。

図表22 令和5年度の障害学生支援担当部署・機関の設置状況(学校規模別)

学校規模	規模別 学校数 (校)	専門部 署・機関 を設置①	① 学校数 に占め る割合	他の部 署・機関 が対応 ②	② 学校数 に占め る割合	対応する部 署等がある (①+②)	①+② 学校数に 占める割 合	ない
10,000人以上	72	53	73.6%	19	26.4%	72	100.0%	0
5,000～9,999人	108	58	53.7%	50	46.3%	108	100.0%	0
2,000～4,999人	175	66	37.7%	108	61.7%	174	99.4%	1
1,000～1,999人	229	60	26.2%	164	71.6%	224	97.8%	5
500～999人	194	29	14.9%	163	84.0%	192	99.0%	2
500人未満	390	78	20.0%	293	75.1%	371	95.1%	19

5. 障害学生支援担当者の配置

障害学生支援担当者の配置状況について、以下、(1)経年推移、(2)学校種別・設置者別の状況、(3)学校規模別の状況、(4)障害学生支援担当者の職種の観点から概説する。

なお、(1)から(3)においては、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上している。兼任の担当者のみを配置しているものは「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。したがって、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」の合計が「支援担当者を配置している学校」となる。(4)においては、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上しつつ、専任の担当者と兼任

の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置しているものを「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。(4)では専任と兼任の両方を配置している学校が、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」それぞれに重複して計上されている。

(1) 経年推移

専任の担当者を配置している学校(①)と兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度にはそれぞれ193校、926校で、支援担当者を配置している学校(①+②)は1,119校であり、全学校数に占める割合は95.6%であった(図表23)。令和5年度は、①は296校、②は840校で、支援担当者を配置している学校(①+②)は1,136校、全学校数に占める割合は97.3%となった。平成29年度から9割以上の大学等で支援担当者が配置されている状況である。

なお、専任の担当者を配置している学校(①)の推移をみると、平成29年度の193校から令和5年度は296校と103校増加した。全学校数に占める割合は16.5%から25.3%へと8.8ポイント増加している。兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度の926校から令和5年度は840校に減少し、全学校数に占める割合も79.1%から71.9%へと7.2ポイント減少したが、支援担当者を配置している学校(①+②)は増えており、兼任の担当者のみを配置していた学校が専任の担当者も配置するようになったものと考えられる。

図表23 障害学生支援担当者の配置状況の推移(全体)

	全学校数 (校)	専任の担 当者を配 置①	① 全学校数に 占める割合	兼任の担 当者を配 置②	② 全学校数に 占める割合	支援担当者 を配置 (①+②)	①+② 全学校数に 占める割合
平成29年度	1,170	193	16.5%	926	79.1%	1,119	95.6%
平成30年度	1,169	198	16.9%	919	78.6%	1,117	95.6%
令和元年度	1,174	229	19.5%	889	75.7%	1,118	95.2%
令和2年度	1,173	245	20.9%	881	75.1%	1,126	96.0%
令和3年度	1,176	255	21.7%	877	74.6%	1,132	96.3%
令和4年度	1,174	266	22.7%	874	74.4%	1,140	97.1%
令和5年度	1,168	296	25.3%	840	71.9%	1,136	97.3%

(専任の担当者と兼任の担当者の両方が配置されている学校については、「専任の担当者を配置している学校」に計上)

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専任の担当者を配置している学校(①)と兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度はそれぞれ160校、598校であり、令和5年度にはそれぞれ233校、559校と、①が73校増加し、②が39校減少したこと

から、専任の担当者を配置する学校が増えていることが分かる（図表 24）。支援担当者を配置している学校（①+②）は、平成 29 年度の 758 校から令和 5 年度の 792 校と 34 校増加した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 28 校、②は 277 校で、令和 5 年度はそれぞれ 56 校、230 校と、①が 28 校増加し、②が 47 校減少しており、大学と同様に専任担当者を配置する学校が増えている。支援担当者を配置している学校（①+②）は、平成 29 年度の 305 校から令和 5 年度に 286 校と 19 校減少したが、短期大学の数が同年度間に 33 校減少したことが影響していると考えられる。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 5 校、②は 51 校で、令和 5 年度はそれぞれ 7 校、51 校であった。支援担当者を配置している学校（①+②）は、平成 29 年度は 56 校で既にほぼ全校に、令和 5 年度は 58 校と全校に配置されている。

図表 24 障害学生支援担当者の配置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専任の担当 者を配置①	兼任の担当 者を配置②	支援担当者を 配置 (①+②)
大学	平成 29 年度	782	160	598	758
	平成 30 年度	785	168	589	757
	令和元年度	792	190	575	765
	令和 2 年度	801	200	575	775
	令和 3 年度	809	205	575	780
	令和 4 年度	813	216	573	789
	令和 5 年度	812	233	559	792
短期大学	平成 29 年度	331	28	277	305
	平成 30 年度	327	24	279	303
	令和元年度	325	35	264	299
	令和 2 年度	315	38	257	295
	令和 3 年度	310	42	254	296
	令和 4 年度	304	44	250	294
	令和 5 年度	298	56	230	286
高等専門 学校	平成 29 年度	57	5	51	56
	平成 30 年度	57	6	51	57
	令和元年度	57	4	50	54
	令和 2 年度	57	7	49	56
	令和 3 年度	57	8	48	56
	令和 4 年度	57	6	51	57
	令和 5 年度	58	7	51	58

設置者別にみると、国立は、平成 29 年度に①は 64 校、②は 72 校で、令和 5 年度はそれぞれ 73 校、64 校であった（図表 25）。割合は、①は平成 29 年度の 46.7%から令和 5 年度の 53.3%へと 6.6 ポイント増加し、同様に②は 52.6%から 46.7%へと 5.9 ポイント減少した。国立は①と②を合わせると全校に担当者が配置されており、専任の担当者を配置する学校が半数を超える。

同様に平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると、公立は①が 17 校から 22 校になり、②は 90 校から 92 校となった。割合は、①は平成 29 年度の 15.7%から令和 5 年度に 18.6%となり、②はそれぞれ 83.3%から 78.0%となったことから、公立でも専任の担当者を配置する学校が増えているが、8 割近くが兼任の担当者のみを配置している学校となっている。

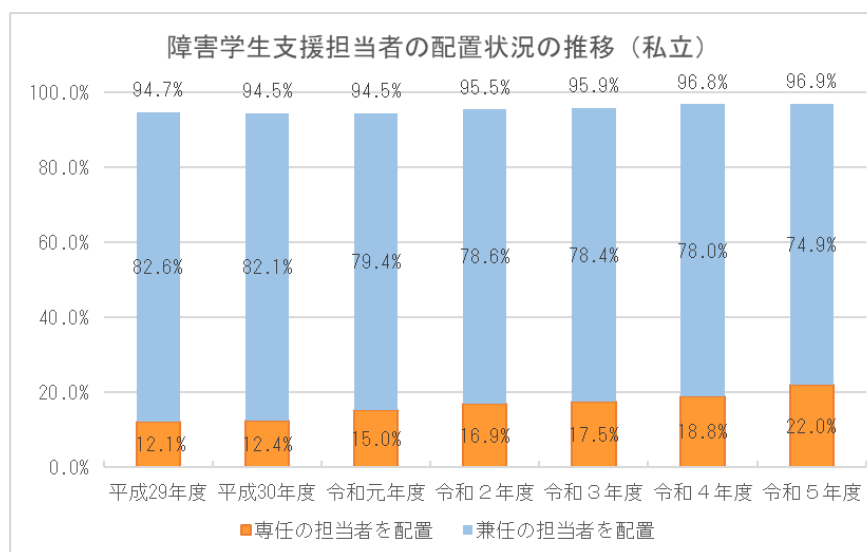
私立は、①は 112 校から 201 校に増加し、②は 764 校から 684 校に減少した。割合は、①は平成 29 年度の 12.1%から令和 5 年度に 22.0%へと 9.9 ポイント増加し、②は 82.6%から 74.9%に 7.7 ポイント減少しており、兼任の担当者のみを配置している学校が 7 割以上であるが、専任の担当者の配置も進んでいると言える。

令和 5 年度に支援担当者を配置している学校（①+②）は、国立は 100%、公立が 96.6%、私立が 96.9%となっている。私立について、他の設置者に比べて変化が大きいためグラフも示している（図表 26）。

図表 25 障害学生支援担当者の配置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専任の担 当者を配 置①	① 学校数に 占める割 合	兼任の担 当者を配 置②	② 学校数に 占める割 合	支援担当 者を配置 (①+②)	①+② 学校数に 占める割 合
国立	平成 29 年度	137	64	46.7%	72	52.6%	136	99.3%
	平成 30 年度	137	66	48.2%	71	51.8%	137	100.0%
	令和元年度	137	67	48.9%	67	48.9%	134	97.8%
	令和 2 年度	137	69	50.4%	67	48.9%	136	99.3%
	令和 3 年度	137	70	51.1%	66	48.2%	136	99.3%
	令和 4 年度	137	70	51.1%	67	48.9%	137	100.0%
	令和 5 年度	137	73	53.3%	64	46.7%	137	100.0%
公立	平成 29 年度	108	17	15.7%	90	83.3%	107	99.1%
	平成 30 年度	112	18	16.1%	93	83.0%	111	99.1%
	令和元年度	113	23	20.4%	88	77.9%	111	98.2%
	令和 2 年度	112	20	17.9%	88	78.6%	108	96.4%
	令和 3 年度	115	23	20.0%	87	75.7%	110	95.7%
	令和 4 年度	118	23	19.5%	90	76.3%	113	95.8%
	令和 5 年度	118	22	18.6%	92	78.0%	114	96.6%
私立	平成 29 年度	925	112	12.1%	764	82.6%	876	94.7%
	平成 30 年度	920	114	12.4%	755	82.1%	869	94.5%
	令和元年度	924	139	15.0%	734	79.4%	873	94.5%
	令和 2 年度	924	156	16.9%	726	78.6%	882	95.5%
	令和 3 年度	924	162	17.5%	724	78.4%	886	95.9%
	令和 4 年度	919	173	18.8%	717	78.0%	890	96.8%
	令和 5 年度	913	201	22.0%	684	74.9%	885	96.9%

図表 26



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、専任の担当者が配置されている学校は①は53校(73.6%)、兼任の担当者を配置している学校②は19校であった(図表27)。5,000~9,999人の学校では、108校中①は60校(55.6%)、②は47校であった。5,000人以上の規模の学校は半数以上が専任の担当者を配置しており、支援担当者を配置している学校(①+②)の割合はそれぞれ100.0%と99.1%である。

2,000~4,999人の学校では、175校中①は59校(33.7%)であり、以下1,000~1,999人の学校では229校中39校(17.0%)、500~999人の学校では194校中25校(12.9%)、500人未満の学校では390校中60校(15.4%)と、5,000人未満の規模の学校では専任の担当者を配置している割合が大きく減少し、2,000人未満になると2割より低い状況となっている。

なお、2,000~4,999人の学校以下について支援担当者が配置されている学校の割合は、順に97.7%、98.7%、96.9%、95.4%であり、ほとんどの学校に配置されている。

図表 27 令和5年度の障害学生支援担当者の配置状況（学校規模別）

学校規模	規模別学校数(校)	専任の担当者を配置①	①学校数に占める割合	兼任の担当者を配置②	支援担当者を配置(①+②)	①+②学校数に占める割合
10,000人以上	72	53	73.6%	19	72	100.0%
5,000~9,999人	108	60	55.6%	47	107	99.1%
2,000~4,999人	175	59	33.7%	112	171	97.7%
1,000~1,999人	229	39	17.0%	187	226	98.7%
500~999人	194	25	12.9%	163	188	96.9%
500人未満	390	60	15.4%	312	372	95.4%

(4) 障害学生支援担当者の職種

前述のとおり、本項目では、「専任の担当者を配置している学校」は、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを計上し、「兼任の担当者を配置している学校」は、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置しているものとしている。

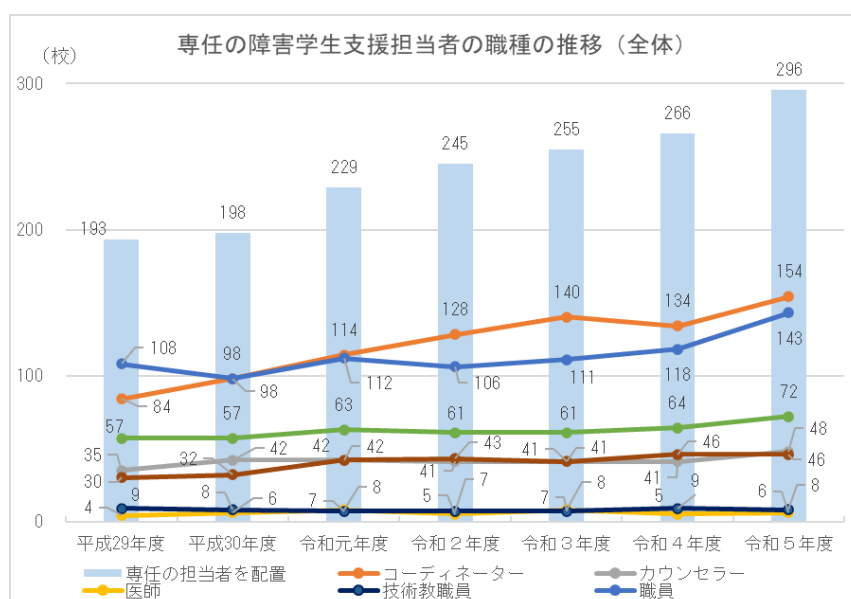
専任の担当者の職種について、令和5年度の状況を見ると、コーディネーターが154校と最も多く、次いで職員が143校、教員が72校、カウンセラーが48校となっている（図表28、図表29）。平成29年度と比較すると、コーディネーターは84校から154校へと70校増え、職員は108校から143校へと35校増えている。専任の担当者として障害学生支援に主に従事しているのはコーディネーターと職員であると言える。

なお、教員は57校から72校に、カウンセラーは35校から48校に増加しているものの、医師、技術教職員（手話通訳や点訳等専門の支援技術を持つ教職員）はほぼ横ばいである。

図表28 専任の障害学生支援担当者の職種の推移（全体）

	専任の担当者を配置(校)	職種						
		コーディネーター	カウンセラー	医師	技術教職員	職員	教員	その他
平成29年度	193	84	35	4	9	108	57	30
平成30年度	198	98	42	6	8	98	57	32
令和元年度	229	114	42	8	7	112	63	42
令和2年度	245	128	41	5	7	106	61	43
令和3年度	255	140	41	8	7	111	61	41
令和4年度	266	134	41	5	9	118	64	46
令和5年度	296	154	48	6	8	143	72	46

図表29



一方で、兼任の支援担当者の職種について、令和5年度の状況をみると、職員が965校と最も多く、次いで教員が689校、カウンセラーが402校、コーディネーターが112校となっている（図表30、図表31）。職員は平成29年度の985校から20校減少し、教員は同年度の643校から46校増えているが、兼任の担当者として障害学生支援に主に従事しているのは職員と教員である。

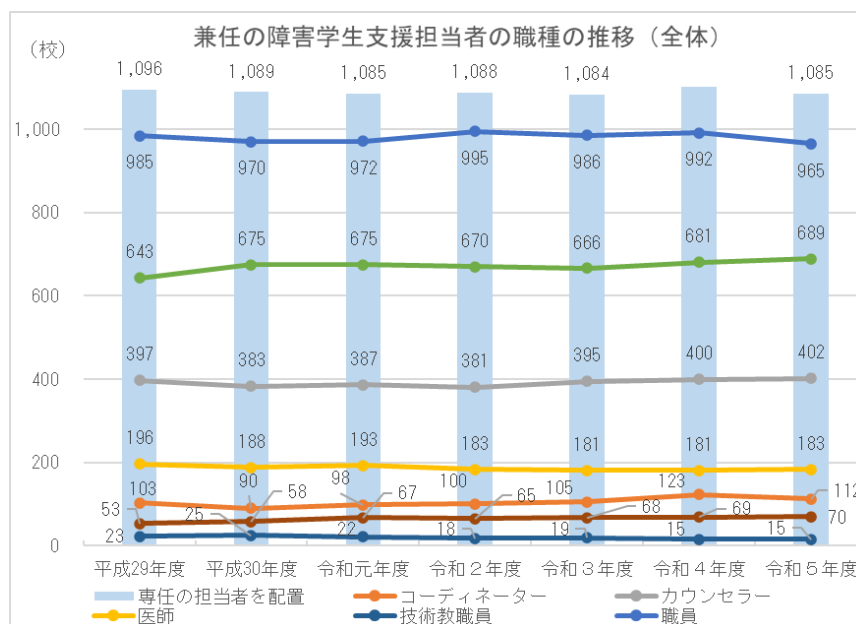
また、カウンセラーは、令和5年度に専任として配置されたのは48校であったが、兼任としては402校となっている。医師も同様に専任としては6校であったが兼任としては183校に配置されている。両職種は特定の資格を要することから専任としての配置が難しく、兼任とする学校が多い状況であると考えられる。

図表30 兼任の障害学生支援担当者の職種の推移（全体）

	兼任の担当者を配置 (校)	職種						
		コーディネーター	カウンセラー	医師	技術教職員	職員	教員	その他
平成29年度	1,096	103	397	196	23	985	643	53
平成30年度	1,089	90	383	188	25	970	675	58
令和元年度	1,085	98	387	193	22	972	675	67
令和2年度	1,088	100	381	183	18	995	670	65
令和3年度	1,084	105	395	181	19	986	666	68
令和4年度	1,103	123	400	181	15	992	681	69
令和5年度	1,085	112	402	183	15	965	689	70

※「兼任の担当者配置」の数は、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置している学校又は兼任の担当者のみを配置している学校の数である。

図表31



6. 障害学生の相談受付窓口及び支援の申出等に関する対応手順

障害学生の支援の申出等に対応する窓口の設置状況や、支援の申出等に関する対応手順の整備状況について、(1) 経年推移、(2) 学校種別・設置者別の状況、(3) 学校規模別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

① 障害学生の相談受付窓口

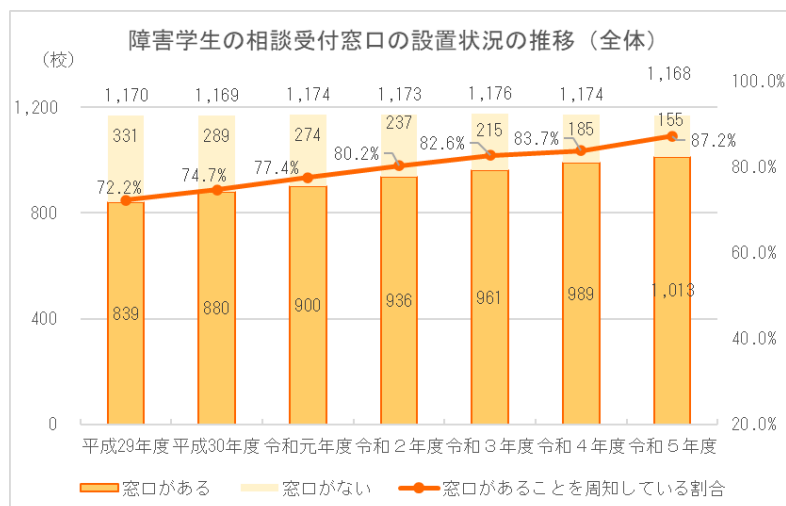
障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成29年度には839校で、全学校数に占める割合は71.7%であった(図表32、図表33)。令和5年度は1,013校、86.7%となり、174校、15.0ポイント増加した。また、窓口がある学校のうち学生に周知している学校の割合は、平成29年度は72.2%、令和5年度には87.2%と15.0ポイント増加している。

一方で、窓口がない学校は、平成29年度は331校で、令和5年度には155校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、令和5年度には155校中110校(71.0%)となっている。

図表32 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移(全体)

	全学校数 (校)	窓口が ある	全学校数 に占める 割合	窓口があ ることを 周知	窓口があ る学校数 に占める 割合	窓口が ない	各部署 で対応 と周知	窓口がない 学校数に占 める割合
平成29年度	1,170	839	71.7%	606	72.2%	331	187	56.5%
平成30年度	1,169	880	75.3%	657	74.7%	289	189	65.4%
令和元年度	1,174	900	76.7%	697	77.4%	274	172	62.8%
令和2年度	1,173	936	79.8%	751	80.2%	237	159	67.1%
令和3年度	1,176	961	81.7%	794	82.6%	215	146	67.9%
令和4年度	1,174	989	84.2%	828	83.7%	185	125	67.6%
令和5年度	1,168	1,013	86.7%	883	87.2%	155	110	71.0%

図表33



② 支援の申出等に関する対応手順

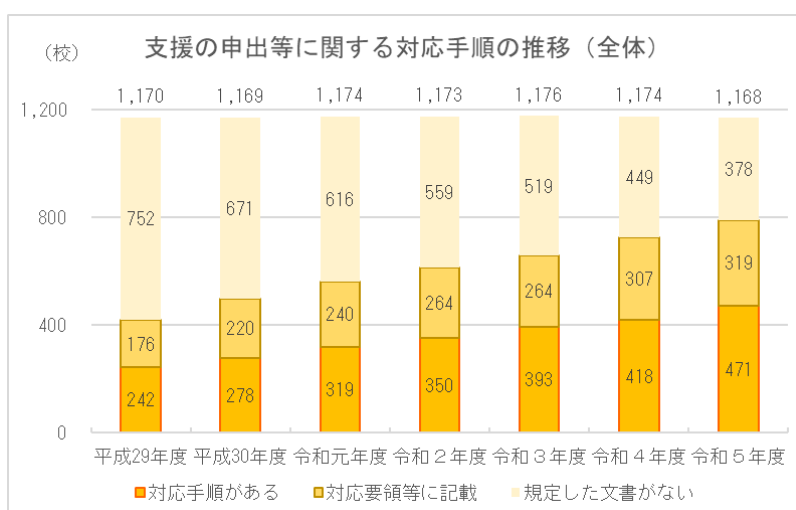
支援の申出等に関する対応手順について、平成 29 年度は、対応手順を規定した文書がある学校 (①) は 242 校、全学校数に占める割合は 20.7% で、手順を対応要領等に記載している学校 (②) は 176 校であり、対応手順が整備されている学校 (①+②) は 418 校 (35.7%) であった (図表 34、図表 35)。令和 5 年度には、①は 471 校 (40.3%)、②は 319 校で、対応手順が整備されている学校 (①+②) は 790 校 (67.6%) となり、平成 29 年度に比べて 372 校、31.9 ポイント増加している。

一方で、対応手順について規定した文書がない学校は、平成 29 年度は 752 校、全学校数に占める割合は 64.3% であり、令和 5 年度には 378 校 (32.4%) に減少したが、3 割程度の学校で対応手順が整備されていない。

図表 34 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移 (全体)

	全学校数 (校)	対応手順 がある①	① 全学校数 に占める 割合	対応要 領等に 記載②	対応手順 を整備 (①+②)	①+② 全学校数 に占める 割合	規定した 文書がな い	全学校数 に占める 割合
平成 29 年度	1,170	242	20.7%	176	418	35.7%	752	64.3%
平成 30 年度	1,169	278	23.8%	220	498	42.6%	671	57.4%
令和元年度	1,174	319	27.2%	240	559	47.6%	616	52.5%
令和 2 年度	1,173	350	29.8%	264	614	52.3%	559	47.7%
令和 3 年度	1,176	393	33.4%	264	657	55.9%	519	44.1%
令和 4 年度	1,174	418	35.6%	307	725	61.8%	449	38.2%
令和 5 年度	1,168	471	40.3%	319	790	67.6%	378	32.4%

図表 35



(2) 学校種別・設置者別の状況

① 障害学生の相談受付窓口

学校種別にみると、大学では、障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成29年度は591校で、令和5年度には717校へと126校増加し、窓口があることを周知している学校は同様に440校から636校へと196校増加した（図表36）。窓口がない学校は191校から95校に減少している。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成29年度は191校中119校であり、令和5年度には95校中68校となっている。

短期大学では、窓口がある学校は、平成29年度の196校から令和5年度の241校へと45校増加し、窓口があることを周知している学校は、同様に122校から199校へと77校増加した。窓口がない学校は135校から57校へと減少している。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成29年度は135校中67校であり、令和5年度には57校中39校となっている。

高等専門学校では、窓口がある学校は、平成29年度は52校、令和5年度は55校であり、窓口があることを周知している学校はそれぞれ44校、48校であった。また窓口がない学校は、平成29年度は5校だったが、令和5年度は3校となり、その3校全てで、各部署で相談に対応していることを周知している。

図表 36 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	窓口が ある	窓口があ ることを 周知	窓口が ない	各部署で 対応と周 知	相談対応の 周知なし
大学	平成29年度	782	591	440	191	119	72
	平成30年度	785	620	476	165	115	50
	令和元年度	792	633	503	159	106	53
	令和2年度	801	658	537	143	98	45
	令和3年度	809	677	567	132	90	42
	令和4年度	813	695	596	118	81	37
	令和5年度	812	717	636	95	68	27
短期大学	平成29年度	331	196	122	135	67	68
	平成30年度	327	207	135	120	71	49
	令和元年度	325	215	148	110	63	47
	令和2年度	315	225	168	90	58	32
	令和3年度	310	229	179	81	54	27
	令和4年度	304	240	184	64	41	23
	令和5年度	298	241	199	57	39	18
高等専門 学校	平成29年度	57	52	44	5	1	4
	平成30年度	57	53	46	4	3	1
	令和元年度	57	52	46	5	3	2
	令和2年度	57	53	46	4	3	1
	令和3年度	57	55	48	2	2	0
	令和4年度	57	54	48	3	3	0
	令和5年度	58	55	48	3	3	0

設置者別にみると、国立では、障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成 29 年度は 132 校 (96.4%) であり、令和 5 年度には 136 校 (99.3%) であった (図表 37)。窓口があることを周知している学校は 121 校から 130 校へと 9 校増加し、窓口がない学校は 5 校から 1 校に減少している。国立では、平成 29 年度から学校数に占める窓口がある学校の割合が 95%以上であり、おおむね定着していることがうかがえる。

同様に、公立では、窓口がある学校が 87 校 (80.6%) から 101 校 (85.6%) となり、14 校、5.0 ポイント増加した。窓口があることを周知している学校は 67 校から 85 校となり、窓口がある学校に占める割合は 77.0%から 84.2%へと 7.2 ポイント増加している。公立では、平成 29 年度から 8 割以上の学校に窓口が置かれている。一方で、窓口がない学校は 21 校から 17 校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 21 校中 17 校で、令和 5 年度は 17 校中 14 校である。

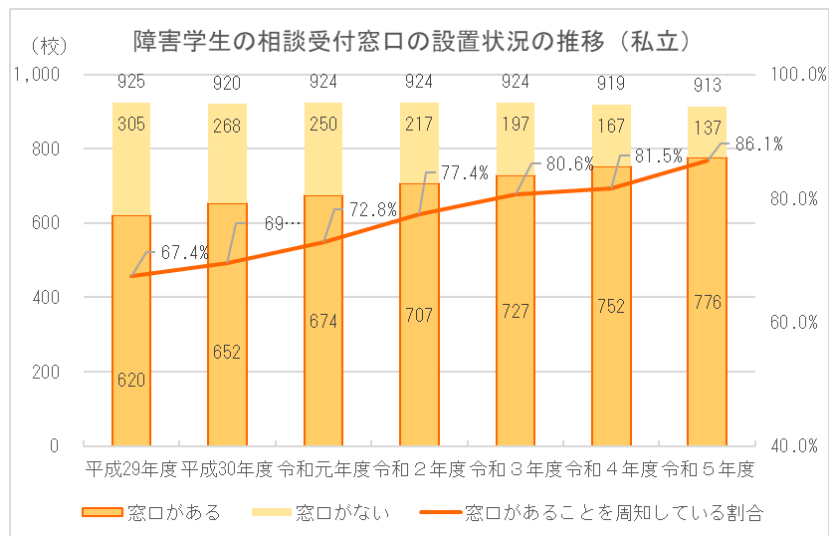
私立は、窓口がある学校が 620 校 (67.0%) から 776 校 (85.0%) へと、156 校、18 ポイント増加し、国立、公立に比べて増加の幅が大きい。窓口があることを周知している学校は 418 校から 668 校となり、窓口がある学校に占める割合は 67.4%から 86.1%へと 18.7 ポイント増加した。私立では、窓口がある学校が令和 4 年度以降 8 割以上となっている。一方で、窓口がない学校は 305 校から 137 校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 305 校中 168 校 (55.1%) で、令和 5 年度には 137 校中 95 校 (69.3%) となり、学校数自体は減少しているものの、窓口がない学校自体が大きく減少したことが影響し、割合は増加した。私立について、他の設置者に比べて変化が大きいためグラフも示している (図表 38)。

図表 37 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移 (設置者別)

		学校数 (校)	窓口が ある	学校数 に占め る割合	窓口があ ることを 周知	窓口がある 学校数に占 める割合	窓口が ない	各部署 で対応 と周知	窓口がない 学校数 に占める 割合
国立	平成 29 年度	137	132	96.4%	121	91.7%	5	2	40.0%
	平成 30 年度	137	133	97.1%	126	94.7%	4	4	100.0%
	令和元年度	137	132	96.4%	127	96.2%	5	3	60.0%
	令和 2 年度	137	134	97.8%	127	94.8%	3	2	66.7%
	令和 3 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
	令和 4 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
	令和 5 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
公立	平成 29 年度	108	87	80.6%	67	77.0%	21	17	81.0%
	平成 30 年度	112	95	84.8%	78	82.1%	17	14	82.4%
	令和元年度	113	94	83.2%	79	84.0%	19	13	68.4%
	令和 2 年度	112	95	84.8%	77	81.1%	17	14	82.4%
	令和 3 年度	115	98	85.2%	78	79.6%	17	14	82.4%
	令和 4 年度	118	101	85.6%	85	84.2%	17	13	76.5%

	令和5年度	118	101	85.6%	85	84.2%	17	14	82.4%
私立	平成29年度	925	620	67.0%	418	67.4%	305	168	55.1%
	平成30年度	920	652	70.9%	453	69.5%	268	171	63.8%
	令和元年度	924	674	72.9%	491	72.8%	250	156	62.4%
	令和2年度	924	707	76.5%	547	77.4%	217	143	65.9%
	令和3年度	924	727	78.7%	586	80.6%	197	131	66.5%
	令和4年度	919	752	81.8%	613	81.5%	167	111	66.5%
	令和5年度	913	776	85.0%	668	86.1%	137	95	69.3%

図表 38



② 支援の申出等に関する対応手順

学校種別にみると、大学では、平成29年度に、支援の申出等に関する対応手順を規定した文書がある学校（①）は186校、対応要領等に記載している学校（②）は132校で、対応手順が整備されている学校（①＋②）は318校であった（図表39）。令和5年度は①が336校、②が228校とそれぞれ150校、96校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は564校となり、平成29年度に比べて246校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は464校から248校に減少している。

短期大学では、平成29年度は、①は41校、②は33校であり、対応手順が整備されている学校（①＋②）は74校であった。令和5年度は①は107校、②は77校とそれぞれ66校、44校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は184校となり、平成29年度に比べて110校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は257校から114校に減少している。

高等専門学校では、平成29年度は、①は15校、②は11校であり、対応手順が整備されている学校（①＋②）は26校であった。令和5年度は①は28校、②は14校とそれぞれ13校、3校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は42校となり、平成29年度に比べて16校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は257校から114校に減少している。

い学校は 31 校から 16 校に減少している。

図表 39 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	対応手順 がある①	対応要領等 に記載②	対応手順を 整備 ①+②	規定した文 書がない
大学	平成 29 年度	782	186	132	318	464
	平成 30 年度	785	203	169	372	413
	令和元年度	792	236	176	412	380
	令和2年度	801	258	190	448	353
	令和3年度	809	283	192	475	334
	令和4年度	813	298	222	520	293
	令和5年度	812	336	228	564	248
短期大学	平成 29 年度	331	41	33	74	257
	平成 30 年度	327	57	38	95	232
	令和元年度	325	64	47	111	214
	令和2年度	315	71	61	132	183
	令和3年度	310	84	59	143	167
	令和4年度	304	92	71	163	141
	令和5年度	298	107	77	184	114
高等専門 学校	平成 29 年度	57	15	11	26	31
	平成 30 年度	57	18	13	31	26
	令和元年度	57	19	17	36	22
	令和2年度	57	21	13	34	23
	令和3年度	57	26	13	39	18
	令和4年度	57	28	14	42	15
	令和5年度	58	28	14	42	16

設置者別にみると、国立では、平成 29 年度に①は 67 校、②は 23 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 90 校（65.7%）であった（図表 40、図表 41）。令和 5 年度には、①は 84 校、②は 32 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 116 校（84.7%）となり、平成 29 年度に比べて 26 校、19.0 ポイント増加した。令和 4 年度以降、全学校の 8 割以上で対応手順が整備されている。対応手順について規定した文書がない学校は 47 校（34.3%）から 21 校（15.3%）に減少している。

公立では、平成 29 年度は、①は 38 校、②は 23 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 61 校（56.5%）であった。令和 5 年度には、①は 55 校、②は 30 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 85 校（72.0%）となり、平成 29 年度に比べて 24 校、15.5 ポイント増加した。対応手順について規定した文書がない学校は 47 校（43.5%）から 33 校（28.0%）に減少している。

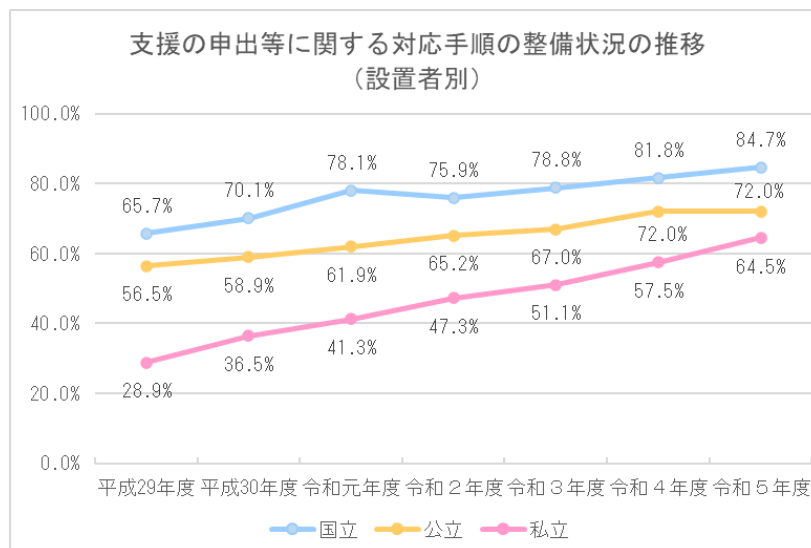
私立では、平成 29 年度は、①は 137 校、②は 130 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 267 校（28.9%）であった。令和 5 年度には、①は 332 校、②は 257 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 589 校（64.5%）となり、

平成 29 年度に比べて 322 校、35.6 ポイント増加した。令和 5 年度は全学校の 6 割以上で対応手順が整備されている。対応手順について規定した文書がない学校は 658 校（71.1%）から 324 校（35.5%）に減少している。

図表 40 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	対応手 順があ る①	学校数 に占め る割合	対応要 領等に 記載②	対応手 順を 整備 ①+②	学校数 に占め る割合	規定し た文書 がない	学校数 に占め る割合
国立	平成 29 年度	137	67	48.9%	23	90	65.7%	47	34.3%
	平成 30 年度	137	71	51.8%	25	96	70.1%	41	29.9%
	令和元年度	137	76	55.5%	31	107	78.1%	31	22.6%
	令和 2 年度	137	77	56.2%	27	104	75.9%	33	24.1%
	令和 3 年度	137	82	59.9%	26	108	78.8%	29	21.2%
	令和 4 年度	137	84	61.3%	28	112	81.8%	25	18.2%
	令和 5 年度	137	84	61.3%	32	116	84.7%	21	15.3%
公立	平成 29 年度	108	38	35.2%	23	61	56.5%	47	43.5%
	平成 30 年度	112	38	33.9%	28	66	58.9%	46	41.1%
	令和元年度	113	40	35.4%	30	70	61.9%	43	38.1%
	令和 2 年度	112	43	38.4%	30	73	65.2%	39	34.8%
	令和 3 年度	115	47	40.9%	30	77	67.0%	38	33.0%
	令和 4 年度	118	53	44.9%	32	85	72.0%	33	28.0%
	令和 5 年度	118	55	46.6%	30	85	72.0%	33	28.0%
私立	平成 29 年度	925	137	14.8%	130	267	28.9%	658	71.1%
	平成 30 年度	920	169	18.4%	167	336	36.5%	584	63.5%
	令和元年度	924	203	22.0%	179	382	41.3%	542	58.7%
	令和 2 年度	924	230	24.9%	207	437	47.3%	487	52.7%
	令和 3 年度	924	264	28.6%	208	472	51.1%	452	48.9%
	令和 4 年度	919	281	30.6%	247	528	57.5%	391	42.5%
	令和 5 年度	913	332	36.4%	257	589	64.5%	324	35.5%

図表 41



(3) 学校規模別の状況

① 障害学生の相談受付窓口

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校の全てに障害学生の相談受付窓口があり、うち70校で窓口があることを周知している(図表42)。

5,000～9,999人の学校は108校中105校(97.2%)に、2,000～4,999人の学校は175校中165校(94.3%)に窓口があり、窓口があることを周知している学校はそれぞれ100校、152校である。2,000人以上の規模の学校の9割以上に窓口が置かれている。

1,000～1,999人の学校は229校中195校、500～999人の学校は194校中162校、500人未満の学校は390校中314校に窓口があり、学校数に占める割合はそれぞれ85.2%、83.5%、80.5%である。2,000人未満の規模の学校の8割以上に窓口が置かれている。なお、窓口がない学校はそれぞれ34校、32校、76校と、およそ1割から2割が未設置である。

図表42 令和5年度の障害学生の相談受付窓口の設置状況(学校規模別)

学校規模	規模別 学校数(校)	窓口が ある	学校数に 占める割合	窓口がある ことを周知	窓口が ない	学校数に 占める割合
10,000人以上	72	72	100.0%	70	0	0.0%
5,000～9,999人	108	105	97.2%	100	3	2.8%
2,000～4,999人	175	165	94.3%	152	10	5.7%
1,000～1,999人	229	195	85.2%	173	34	14.8%
500～999人	194	162	83.5%	135	32	16.5%
500人未満	390	314	80.5%	253	76	19.5%

② 支援の申出等に関する対応手順

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、支援の申出等に関する対応手順を規定した文書がある学校(①)は44校、対応要領等に記載している学校(②)は20校で、対応手順が整備されている学校(①+②)は64校(88.9%)である(図表43)。9割近くの学校に対応手順が整備されている。また、規定した文書がない学校は8校(11.1%)である。

5,000～9,999人の学校では、108校中①が53校、②は38校で、2,000～4,999人の学校は175校中①が85校、②は54校である。対応手順が整備されている学校(①+②)はそれぞれ91校(84.3%)、139校(79.4%)であり、2,000人以上9,999人以下の規模の学校ではほぼ8割以上に対応手順が整備されている。また、規定した文書がない学校はそれぞれ17校、36校である。

1,000～1,999人の学校では、229校中①は83校、②は64校である。500～999人

の学校では 194 校中①は 71 校、②は 50 校で、500 人未満の学校では 390 校中①は 135 校、②は 93 校であった。対応手順が整備されている学校（①+②）はそれぞれ 147 校（64.2%）、121 校（62.4%）、228 校（58.5%）であり、2,000 人未満の規模の学校のおおむね 6 割に対応手順が整備されている。規定した文書がない学校はそれぞれ 82 校、73 校、162 校となっている。

図表 43 令和 5 年度の支援の申出等に関する対応手順の整備状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	対応手 順があ る①	① 学校数 に占め る割合	対応要 領等に 記載②	② 学校数 に占め る割合	対応手順 を整備 ①+②	①+② 学校数 に占め る割合	規定し た文書 がない	学校数 に占め る割合
10,000 人以上	72	44	61.1%	20	27.8%	64	88.9%	8	11.1%
5,000～9,999 人	108	53	49.1%	38	35.2%	91	84.3%	17	15.7%
2,000～4,999 人	175	85	48.6%	54	30.9%	139	79.4%	36	20.6%
1,000～1,999 人	229	83	36.2%	64	27.9%	147	64.2%	82	35.8%
500～999 人	194	71	36.6%	50	25.8%	121	62.4%	73	37.6%
500 人未満	390	135	34.6%	93	23.8%	228	58.5%	162	41.5%

7. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施

各大学等が実施する障害学生支援に関する研修や啓発活動について、（1）経年推移、（2）学校種別・設置者別の状況、（3）学校規模別の状況について概説する。

（1）経年推移

障害学生支援に関する研修や啓発活動を実施している学校は、平成 29 年度には 1,031 校で、全学校数に占める割合（実施率）は 88.1%であったが、令和 5 年度は 1,117 校、95.6%となり、86 校、7.5 ポイント増加した（図表 44）。大多数の大学等において障害学生支援に関する研修や啓発活動が実施されていることがうかがえる。

図表 44 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	実施校数	実施率
平成 29 年度	1,170	1,031	88.1%
平成 30 年度	1,169	1,056	90.3%
令和元年度	1,174	1,074	91.5%
令和 2 年度	1,173	1,066	90.9%
令和 3 年度	1,176	1,068	90.8%
令和 4 年度	1,174	1,100	93.7%
令和 5 年度	1,168	1,117	95.6%

なお、令和 5 年度の研修や啓発活動を項目ごとにみると、実施率が 6 割以上である上位 4 項目は、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止する

ための取組」(70.0%)、「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」(63.2%)、「③支援情報の公開」(71.0%)、「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」(69.7%)である(図表45)。

また、研修に関する項目としては、「⑧障害学生支援に関する(学内)研修」、「⑨障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣」、「⑩障害学生支援に関する学生向け研修」が該当し、それぞれ実施率は44.5%、42.6%、15.8%である。

図表45 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況

		全学校数	実施校数	実施率
障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施		1,168	1,117	95.6%
①	不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメント等を防止するための取組		818	70.0%
②	社会的障壁を理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組		738	63.2%
③	支援情報の公開(学外者が見られるホームページで公開している。)		829	71.0%
④	障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援		814	69.7%
⑤	他大学等との連携		309	26.5%
⑥	学外機関との連携		528	45.2%
⑦	相談対応・懇親会等(障害学生・支援スタッフ向け)		349	29.9%
⑧	障害学生支援に関する(学内)研修		520	44.5%
⑨	障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣		497	42.6%
⑩	障害学生支援に関する学生向け研修(ノートテイク養成等)		184	15.8%
⑪	支援マニュアル、パンフレット等の配布		328	28.1%
⑫	オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供		410	35.1%
⑬	入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知		378	32.4%
⑭	障害学生支援に関する講座講演等イベント		163	14.0%
⑮	障害学生支援又は障害者支援に関する講義(ボランティア論等)	462	39.6%	

※⑬は平成30年度の本調査で新設された項目

実施率が6割以上である上位4項目をみると、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」を実施している学校は、平成29年度には568校、実施率は48.5%であったが、令和5年度は818校、70.0%となり、250校、21.5ポイント増加した(図表46、図表47)。

「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」を実施している学校は、平成29年度には481校、実施率は41.1%であったが、令和5年度は738校、63.2%となり、257校、22.1ポイント増加した。

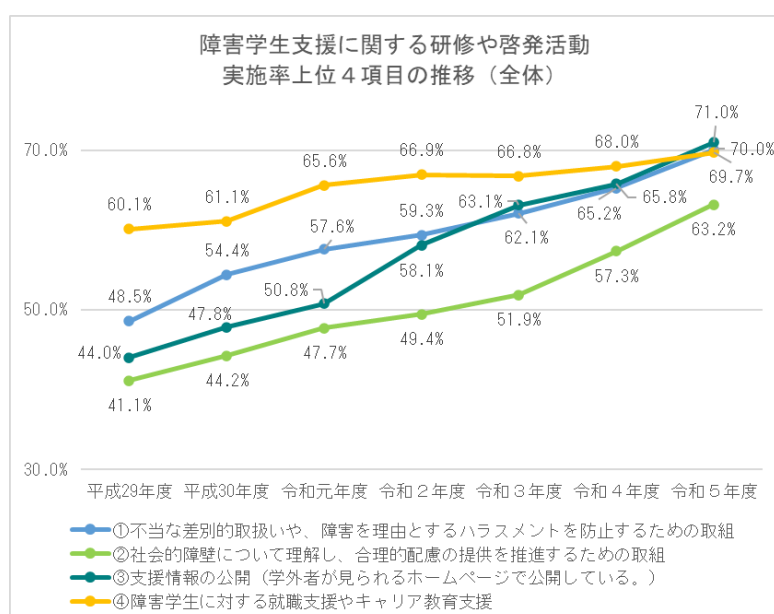
「③支援情報の公開」を実施している学校は、平成29年度には515校、実施率は44.0%であったが、令和5年度は829校、71.0%となり、314校、27.0ポイント増加した。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」を実施している学校は、平成29年度には703校、実施率は60.1%であったが、令和5年度は814校、69.7%となり、111校、9.6ポイント増加した。

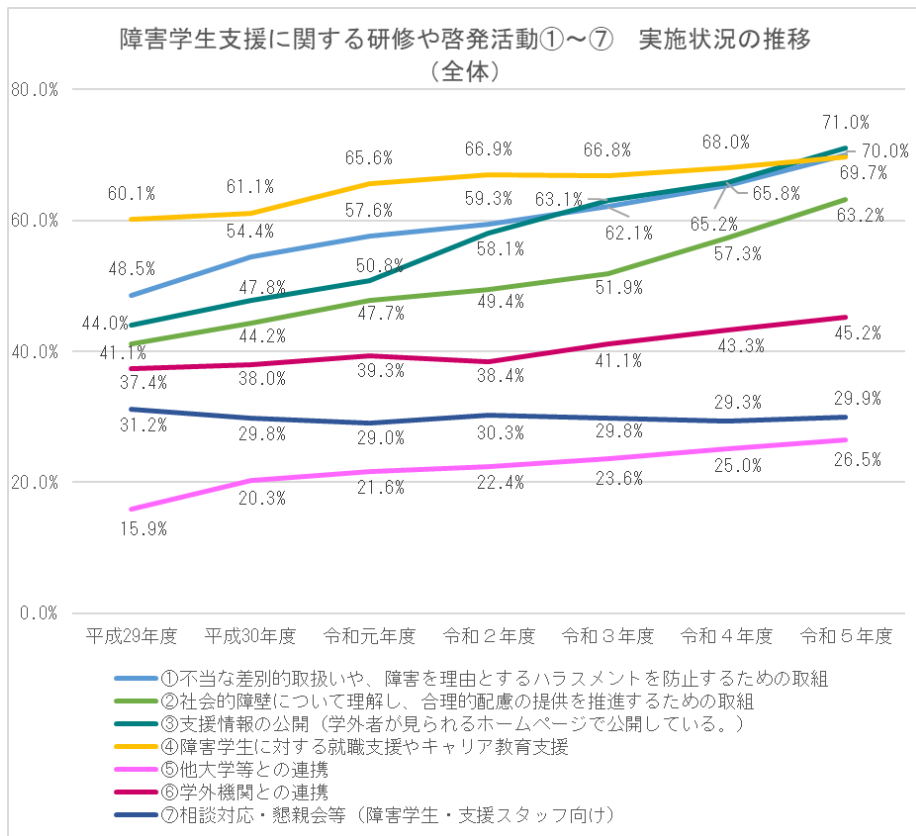
図表 46 障害学生支援に関する研修や啓発活動 実施率上位4項目の推移（全体）

	全学校数 (校)	①不当な差別的 取扱い等を防止 するための取組		②社会的障壁につ いて理解し、合理 的配慮の提供を推 進するための取組		③支援情報の公 開		④障害学生に対する 就職支援やキャリア 教育支援	
		実施 校数	実施率	実施 校数	実施率	実施 校数	実施率	実施 校数	実施率
平成29年度	1,170	568	48.5%	481	41.1%	515	44.0%	703	60.1%
平成30年度	1,169	636	54.4%	517	44.2%	559	47.8%	714	61.1%
令和元年度	1,174	676	57.6%	560	47.7%	596	50.8%	770	65.6%
令和2年度	1,173	696	59.3%	580	49.4%	681	58.1%	785	66.9%
令和3年度	1,176	730	62.1%	610	51.9%	742	63.1%	785	66.8%
令和4年度	1,174	766	65.2%	673	57.3%	772	65.8%	798	68.0%
令和5年度	1,168	818	70.0%	738	63.2%	829	71.0%	814	69.7%

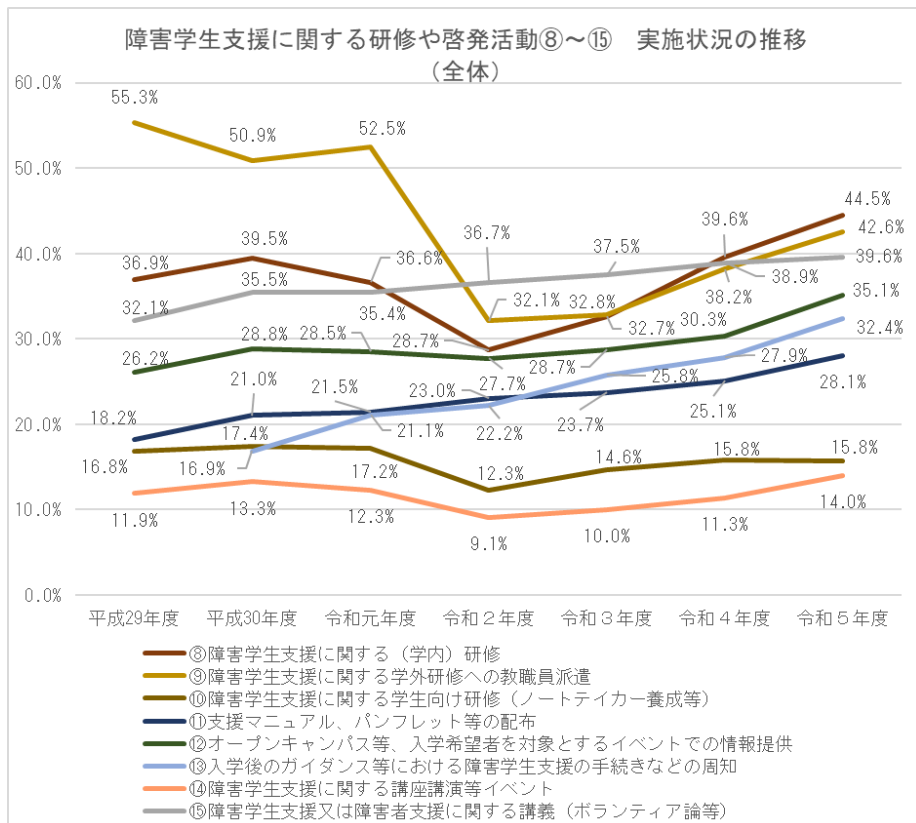
図表 47



図表 48



図表 49



(2) 学校種別・設置者別の状況

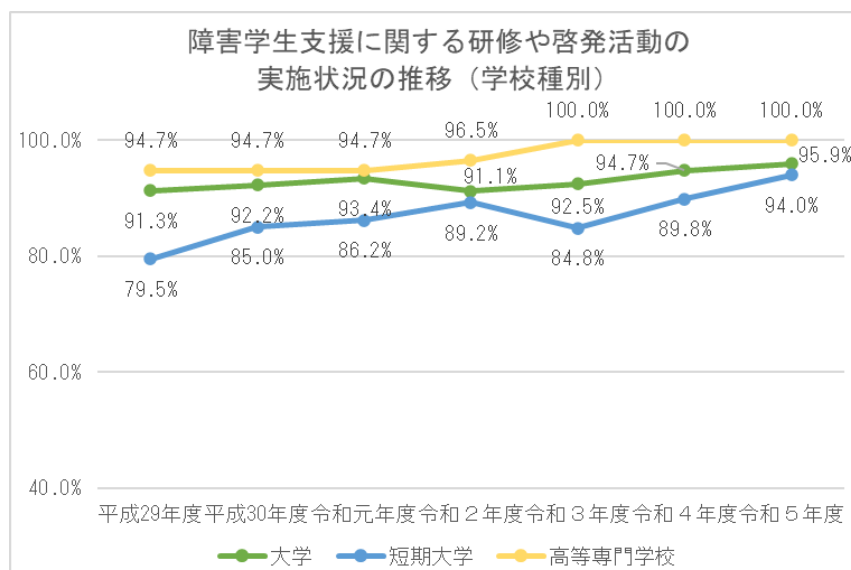
学校種別にみると、大学では、平成 29 年度は 714 校（91.3%）であり、令和 5 年度には 779 校（95.9%）と 65 校、4.6 ポイント増加した（図表 50、図表 51）。短期大学では、平成 29 年度の 263 校（79.5%）から令和 5 年度の 280 校（94.0%）へと 17 校、14.5 ポイント増加した。高等専門学校では、平成 29 年度は 54 校（94.7%）から令和 5 年度の 58 校（100.0%）へと 4 校、5.3 ポイント増加した。

令和 5 年度にはいずれの学校種でも 9 割以上で障害学生支援に関する活動等が実施されている。

図表 50 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（学校種別）

		学校数(校)	実施校数	実施率
大学	平成 29 年度	782	714	91.3%
	平成 30 年度	785	724	92.2%
	令和元年度	792	740	93.4%
	令和 2 年度	801	730	91.1%
	令和 3 年度	809	748	92.5%
	令和 4 年度	813	770	94.7%
	令和 5 年度	812	779	95.9%
短期大学	平成 29 年度	331	263	79.5%
	平成 30 年度	327	278	85.0%
	令和元年度	325	280	86.2%
	令和 2 年度	315	281	89.2%
	令和 3 年度	310	263	84.8%
	令和 4 年度	304	273	89.8%
	令和 5 年度	298	280	94.0%
高等専門学校	平成 29 年度	57	54	94.7%
	平成 30 年度	57	54	94.7%
	令和元年度	57	54	94.7%
	令和 2 年度	57	55	96.5%
	令和 3 年度	57	57	100.0%
	令和 4 年度	57	57	100.0%
	令和 5 年度	58	58	100.0%

図表 51



(1) 経年推移で記載した、令和5年度の実施率が6割以上であった4項目をみる。まず、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」については、大学では平成29年度の51.7%から令和5年度の70.8%へと19.1ポイント増加している（図表52）。同様に、短期大学では39.3%から66.1%へと26.8ポイント増加している。高等専門学校では59.6%から79.3%へと19.7ポイント増加している。

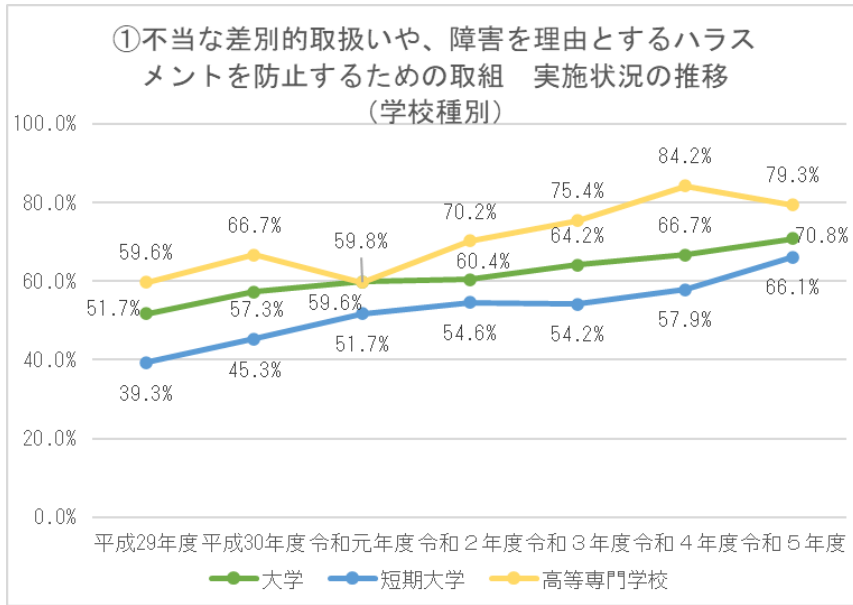
「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」については、大学は45.5%から65.1%へと19.6ポイント、短期大学は31.4%から57.4%へと26.0ポイントそれぞれ増加している。高等専門学校は36.8%から65.5%へと28.7ポイント増加している（図表53）。

「③支援情報の公開」については、大学は49.5%から74.8%へと25.3ポイント、短期大学は26.0%から57.4%へと31.4ポイントそれぞれ増加している。高等専門学校は73.7%から87.9%へと14.2ポイント増加している（図表54）。

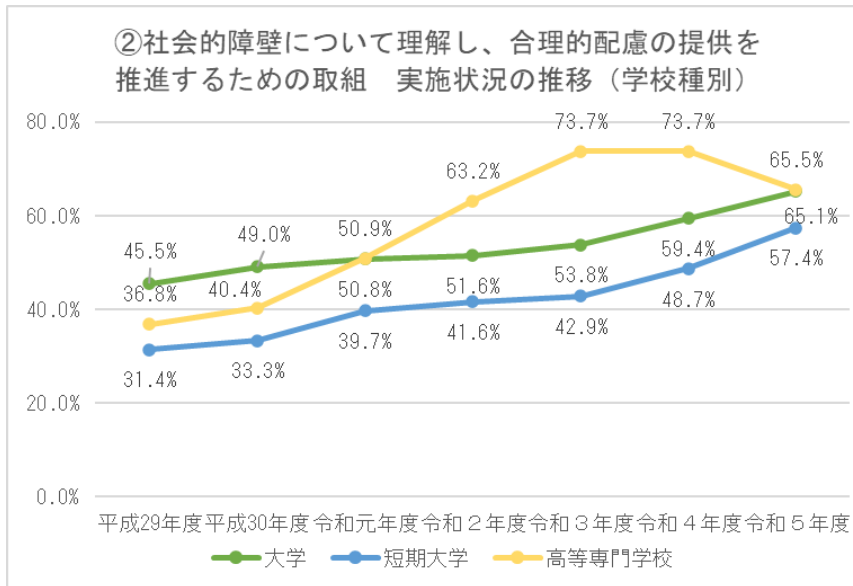
これらの三項目は平成29年度からの増加の幅が比較的大きくなっており、平成28年度の障害者差別解消法施行が影響しているものと考えられる。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」については、大学は65.6%から71.4%へと5.8ポイント、短期大学は49.2%から66.4%へと17.2ポイント、高等専門学校は47.4%から62.1%へと14.7ポイントそれぞれ増加している（図表55）。大学においては平成29年度から7割前後で推移しているが、短期大学及び高等専門学校では、同年度に4割台であった実施率が令和5年度には6割以上に増加している。

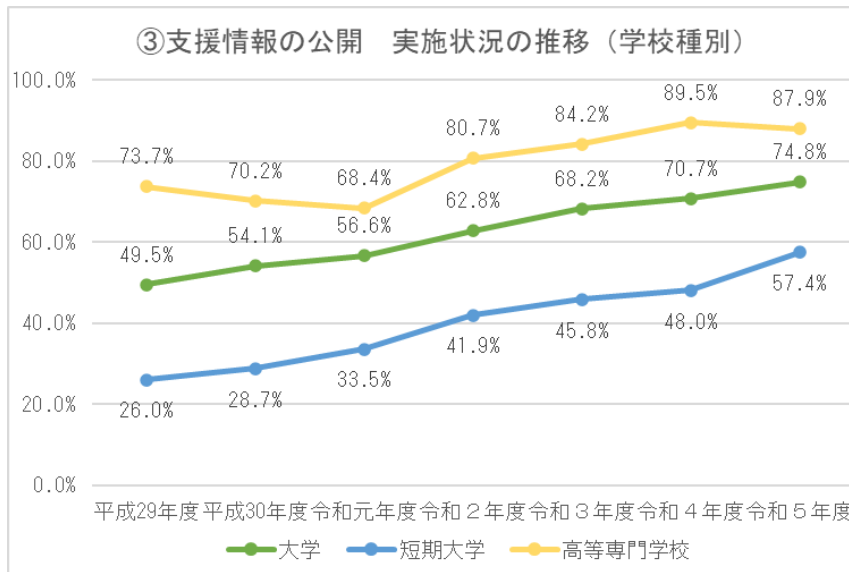
図表 52



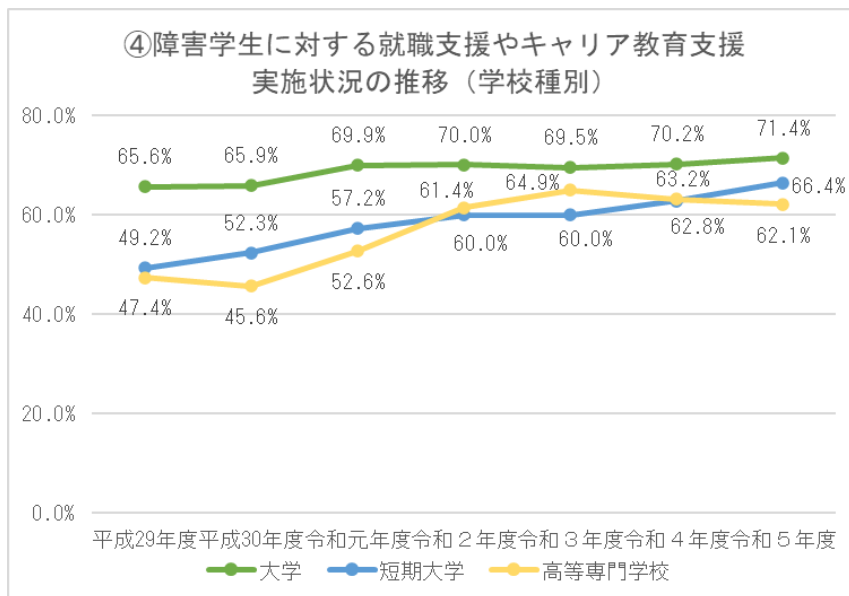
図表 53



図表 54



図表 55



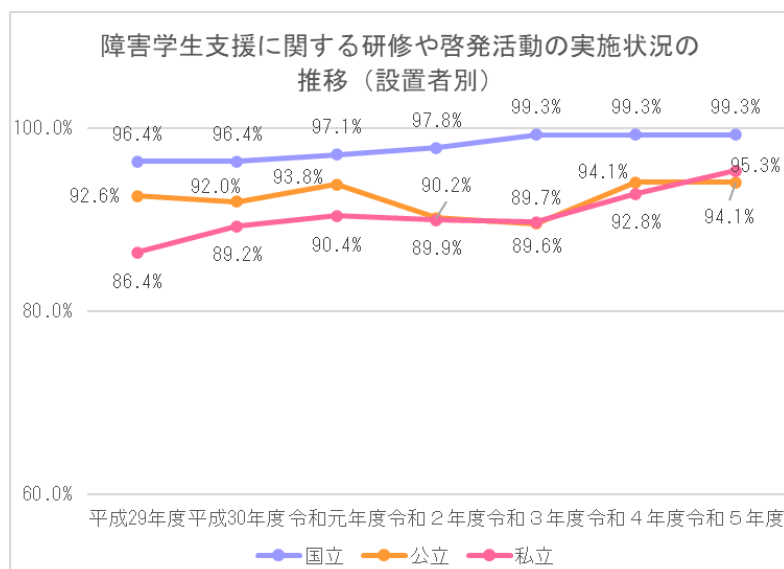
同様に設置者別にみると、国立では、平成 29 年度は 132 校（96.4%）、令和 5 年度には 136 校（99.3%）となっている。（図表 56、図表 57）。公立では、平成 29 年度は 100 校（92.6%）、令和 5 年度には 111 校（94.1%）となっている。国立及び公立においては、平成 29 年度からほぼ 9 割以上の学校で実施されており、障害学生支援に関する活動等が定着していることがうかがえる。

私立では、平成 29 年度の 799 校（86.4%）から令和 5 年度の 870 校（95.3%）へと 71 校、8.9 ポイント増加し、国立及び公立の実施率と大きな差はない状況である。

図表 56 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（設置者別）

		学校数（校）	実施校数	実施率
国立	平成 29 年度	137	132	96.4%
	平成 30 年度	137	132	96.4%
	令和元年度	137	133	97.1%
	令和 2 年度	137	134	97.8%
	令和 3 年度	137	136	99.3%
	令和 4 年度	137	136	99.3%
	令和 5 年度	137	136	99.3%
公立	平成 29 年度	108	100	92.6%
	平成 30 年度	112	103	92.0%
	令和元年度	113	106	93.8%
	令和 2 年度	112	101	90.2%
	令和 3 年度	115	103	89.6%
	令和 4 年度	118	111	94.1%
	令和 5 年度	118	111	94.1%
私立	平成 29 年度	925	799	86.4%
	平成 30 年度	920	821	89.2%
	令和元年度	924	835	90.4%
	令和 2 年度	924	831	89.9%
	令和 3 年度	924	829	89.7%
	令和 4 年度	919	853	92.8%
	令和 5 年度	913	870	95.3%

図表 57



（１）経年推移で記載した、令和 5 年度の実施率が 6 割以上であった 4 項目をみる。まず、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」については、国立は平成 29 年度の 71.5%から令和 5 年度の 86.9%へと 15.4 ポ

イント増加している（図表 58）。公立は 61.1%から 73.7%へと 12.6 ポイント増加している。私立は 43.7%から 67.0%へと 23.3 ポイント増加している。

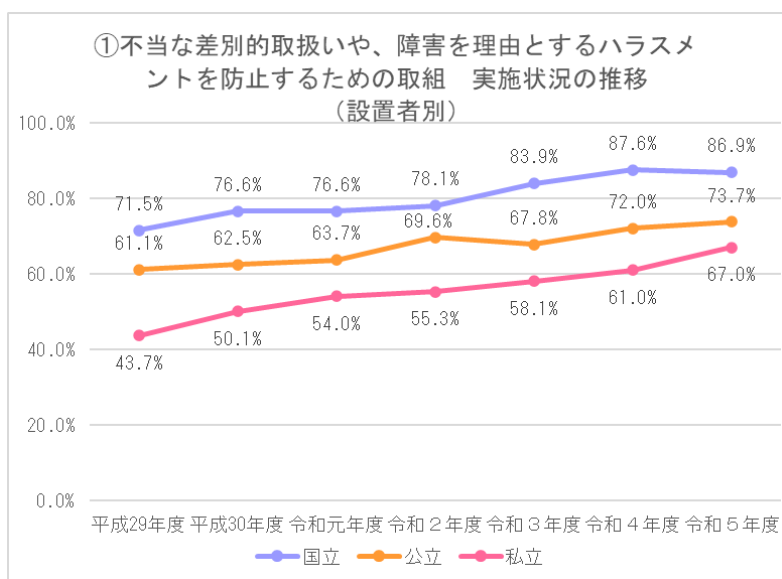
「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」については、国立は 67.2%から 80.3%へと 13.1 ポイント、公立は 55.6%から 61.0%へと 5.4 ポイントそれぞれ増加している（図表 59）。私立は 35.6%から 60.9%へと 25.3 ポイント増加している。

「③支援情報の公開」については、国立は 86.1%から 96.4%へと 10.3 ポイント、公立は 58.3%から 68.6%へと 10.3 ポイントそれぞれ増加している（図表 60）。私立は 36.1%から 67.5%へと 31.4 ポイント増加している。

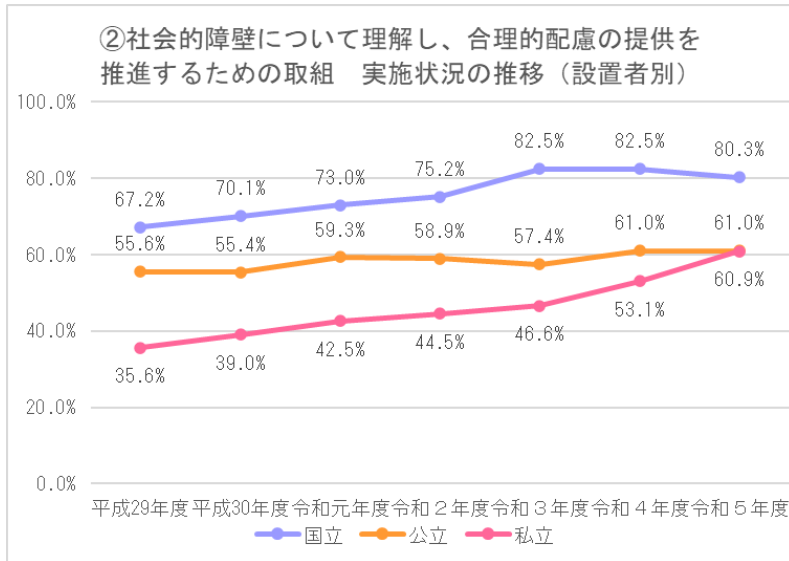
これらの三項目は国立及び公立でも増加傾向であるものの、私立では各項目について 20 ポイント以上増加しており、増加の幅が大きくなっている。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」については、国立は 70.1%から 78.8%へと 8.7 ポイント、公立は 43.5%から 61.9%へと 18.4 ポイントそれぞれ増加している（図表 61）。私立は 60.5%から 69.3%へと 8.8 ポイントの増加であり、私立よりも公立の増加の幅が大きい。

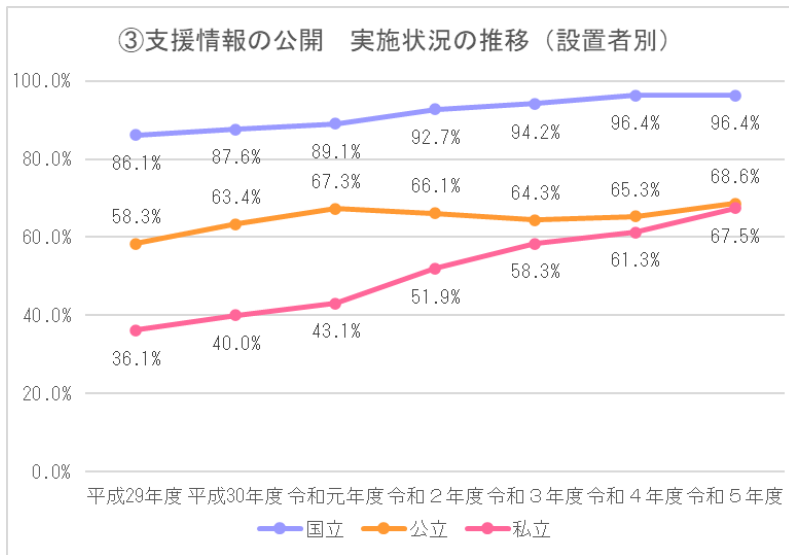
図表 58



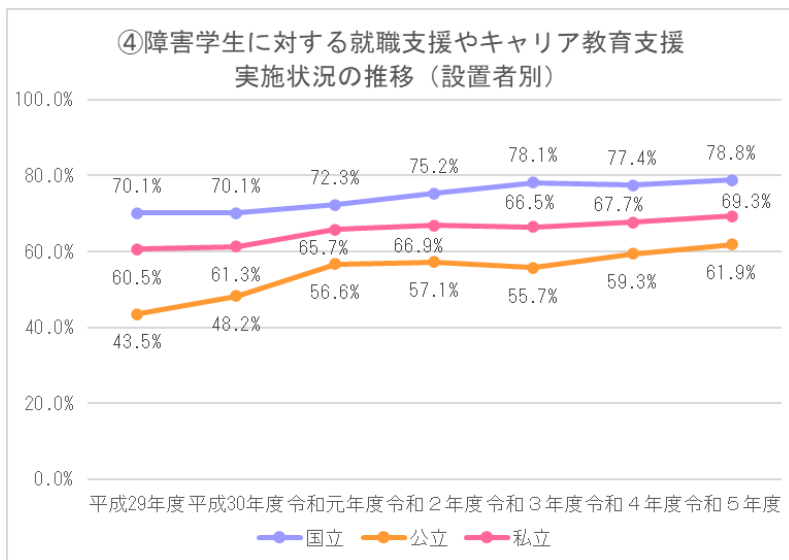
図表 59



図表 60



図表 61

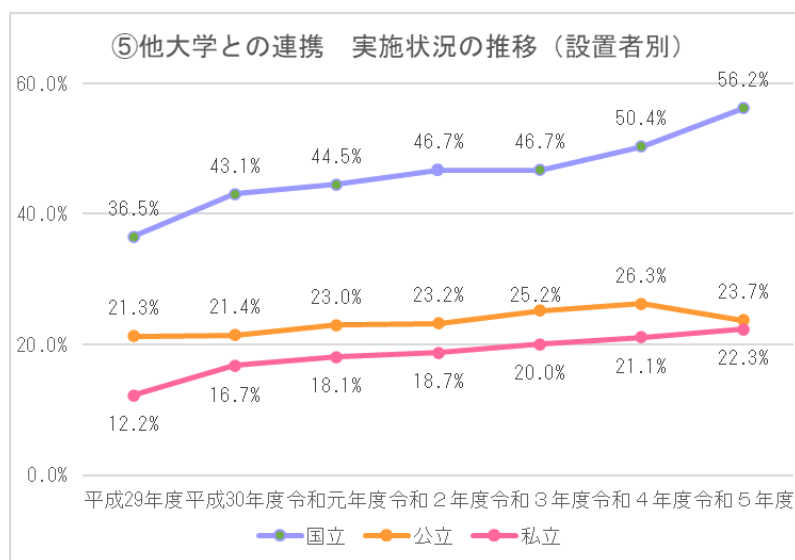


他の項目もみると、「⑤他大学との連携」については、国立は36.5%から56.2%へと19.7ポイント、公立は21.3%から23.7%へと2.4ポイント、私立は12.2%から22.3%へと10.1ポイントそれぞれ増加している（図表62）。

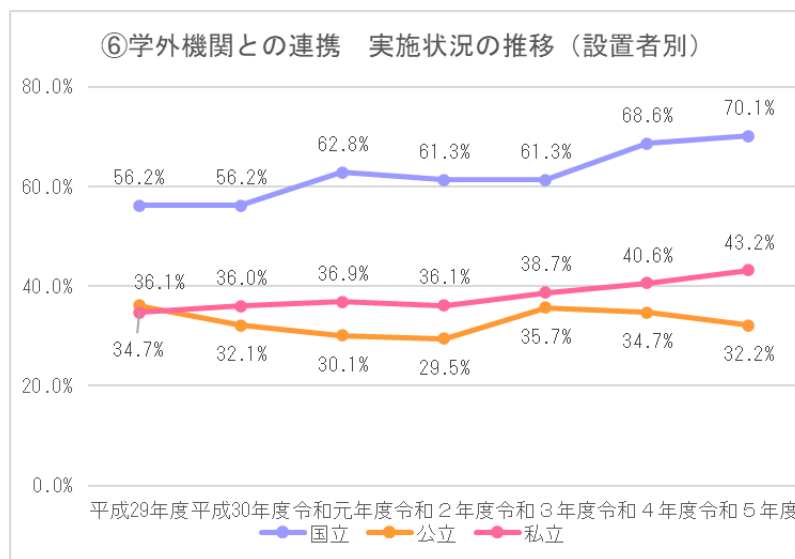
「⑥学外機関との連携」については、国立は56.2%から70.1%へと13.9ポイント増加したのに対し、公立は36.1%から32.2%へと3.9ポイント減少した。私立は34.7%から43.2%へと8.5ポイント増加している（図表63）。

両項目で国立の増加の幅が比較的大きく、公立は横ばいであり、私立は緩やかに増加している。また、公立及び私立に比べて国立の実施率がより高く、「⑥学外機関との連携」は令和5年度には7割で実施されている。

図表 62

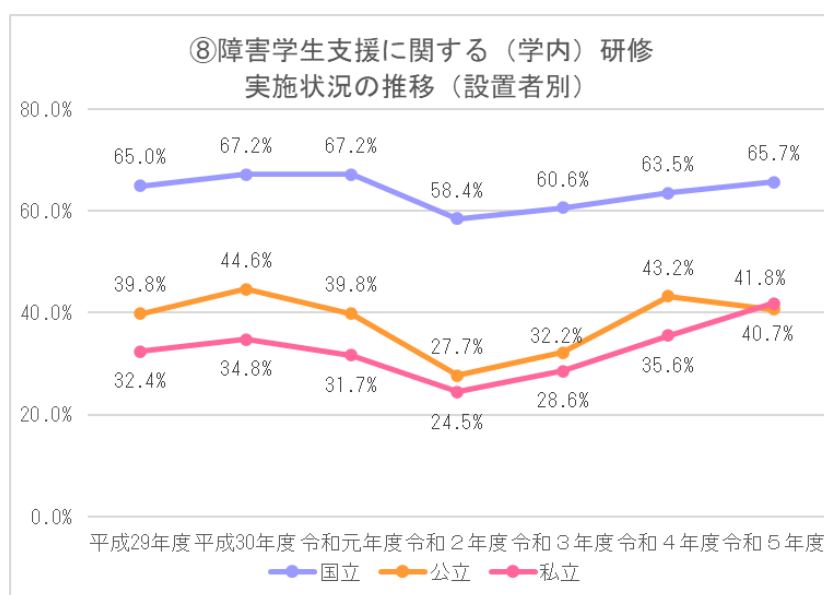


図表 63



「⑧障害学生支援に関する（学内）研修」については、国立は 65.0%から 65.7%へと 0.7 ポイント、公立は 39.8%から 40.7%へと 0.9 ポイント、私立は 32.4%から 41.8%へと 9.4 ポイントそれぞれ増加し、私立の増加の幅が最も大きくなっている（図表 64）。また、平成 29 年度から令和 5 年度の実施率について、公立及び私立は 4 割程度であるのに対し、国立はおおむね 6 割以上である。なお、令和 2 年度に国立、公立、私立の全てで実施率が減少しているのは、第 1 章で述べたように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため研修等が実施されなかったことが影響したものと考えられる。

図表 64

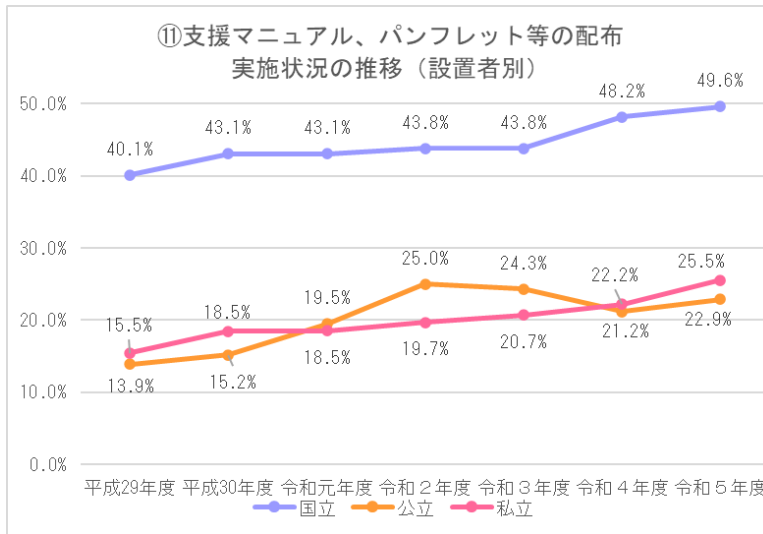


「⑩支援マニュアル、パンフレット等の配布」について、国立は 40.1%から 49.6%へと 9.5 ポイント、公立は 13.9%から 22.9%へと 9.0 ポイント、私立は 15.5%から 25.5%へと 10.0 ポイントそれぞれ増加している（図表 65）。

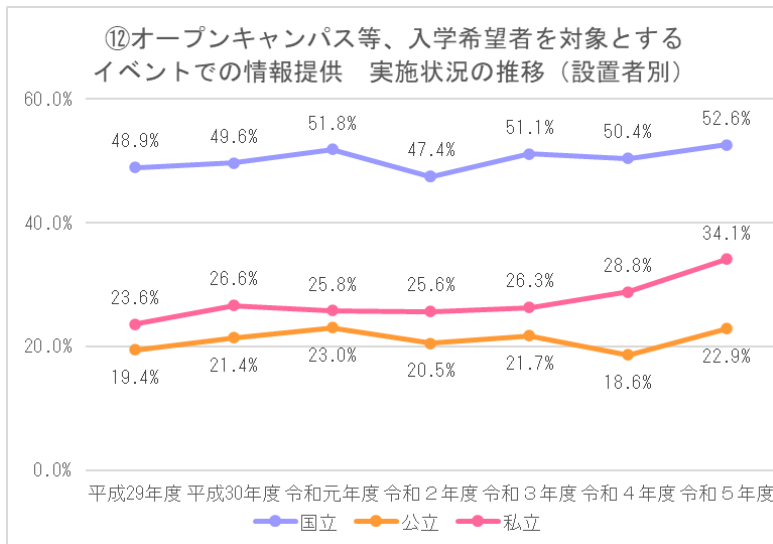
「⑪オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供」について、国立は 48.9%から 52.6%へと 3.7 ポイント、公立は 19.4%から 22.9%へと 3.5 ポイント、私立は 23.6%から 34.1%へと 10.5 ポイントそれぞれ増加している（図表 66）。

最後に、「⑫入学後のガイダンス等における、障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知」について、これは平成 30 年度新設項目であるため同年度と令和 5 年度の比較となるが、国立は 38.7%から 54.0%へと 15.3 ポイント、公立は 13.4%から 33.9%へと 20.5 ポイント、私立は 14.0%から 28.9%へと 14.9 ポイントそれぞれ増加している（図表 67）。

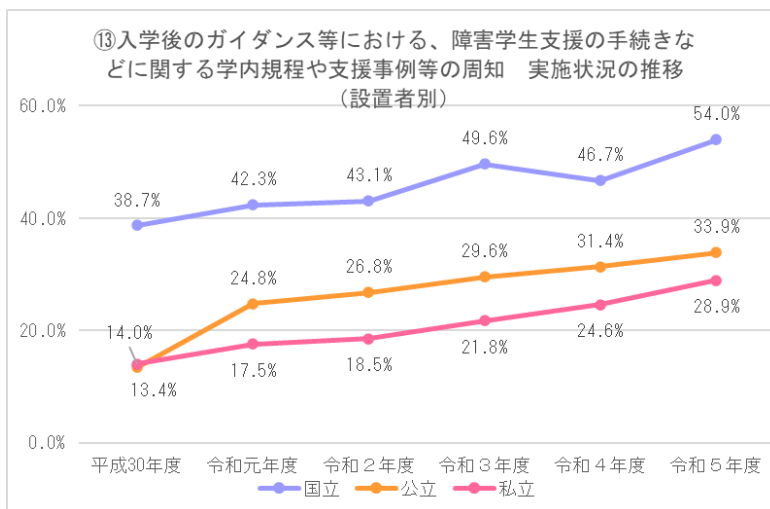
図表 65



図表 66



図表 67



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中71校(98.6%)で研修や啓発活動が実施されている(図表68)。

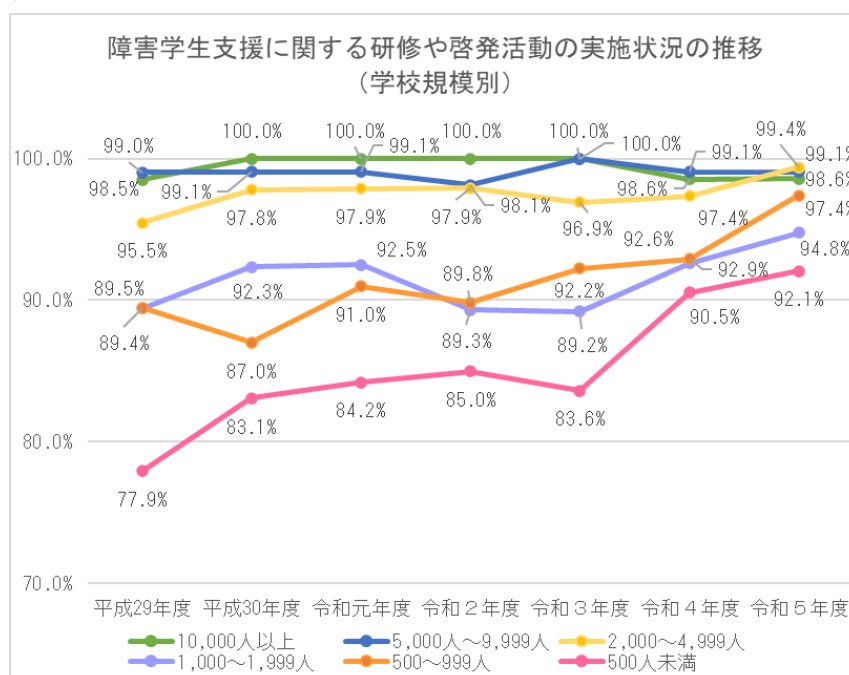
以下、5,000~9,999人の学校は108校中107校(99.1%)、2,000~4,999人の学校は175校中174校(99.4%)、1,000~1,999人の学校は229校中217校(94.8%)、500~999人の学校は194校中189校(97.4%)、500人未満の学校は390校中359校(92.1%)において実施されている。いずれの規模の学校においても9割以上の実施率となっている。

また、平成29年度からの推移をみると、学生数2,000人以上の規模の学校は、同年度から実施率9割以上を保ちほぼ横ばいで推移しており、1,000~1,999人の学校及び500~999人の学校は8割台から9割以上に増加している(図表69)。500人未満の学校は、平成29年度の77.9%から令和5年度の92.1%に増加し、増加の幅が最も大きい。学校規模が大きくなるに従い実施率が高くなっている。

図表 68 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況(学校規模別)

学校規模	規模別学校数(校)	実施校数	実施率
10,000人以上	72	71	98.6%
5,000~9,999人	108	107	99.1%
2,000~4,999人	175	174	99.4%
1,000~1,999人	229	217	94.8%
500~999人	194	189	97.4%
500人未満	390	359	92.1%

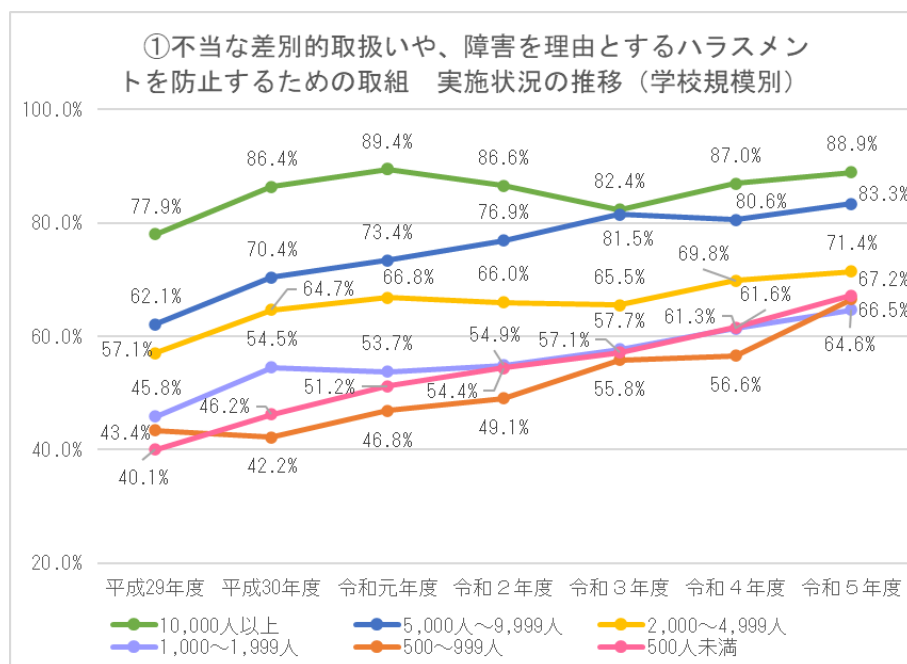
図表 69



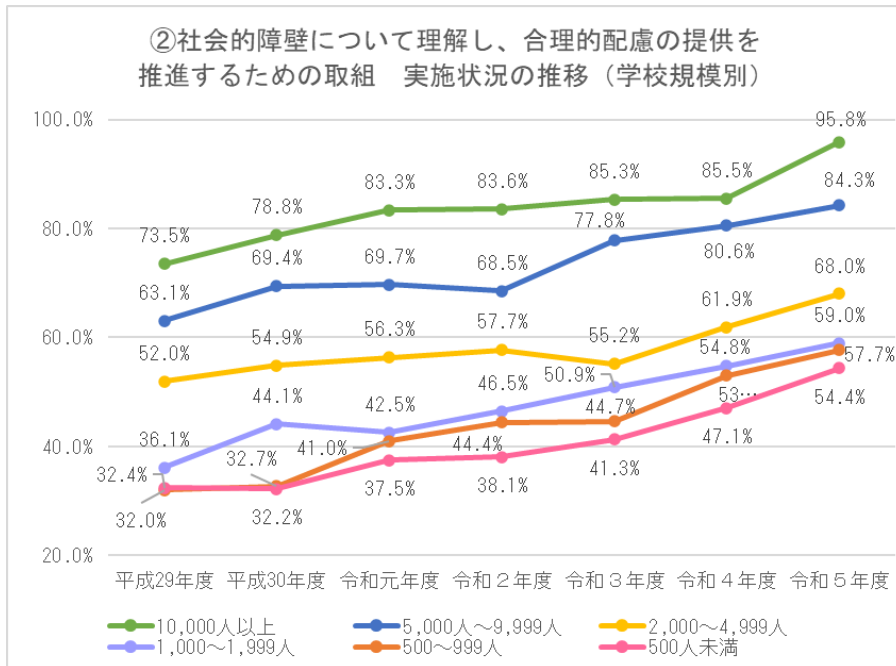
続けて推移をみると、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」、「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」、「③支援情報の公開」について、平成 29 年度から令和 5 年度までの間で、全ての規模の学校で実施率が増加している（図表 70～図表 72）。また、規模の小さい学校の方が増加の幅が大きく、規模が大きい学校になるほど実施率が高くなる傾向にある。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」も、同様に、平成 29 年度から令和 5 年度までの間に全ての規模の学校で実施率が増加しているが、その幅は先の 3 項目に比べて緩やかなものとなっている（図表 73）。特に、学生数が 5,000 人以上の規模の学校の実施率は平成 29 年度から 9 割以上であり、取組が定着していることがうかがえる。また、規模が大きい学校になるほど実施率が高い傾向も同様である。

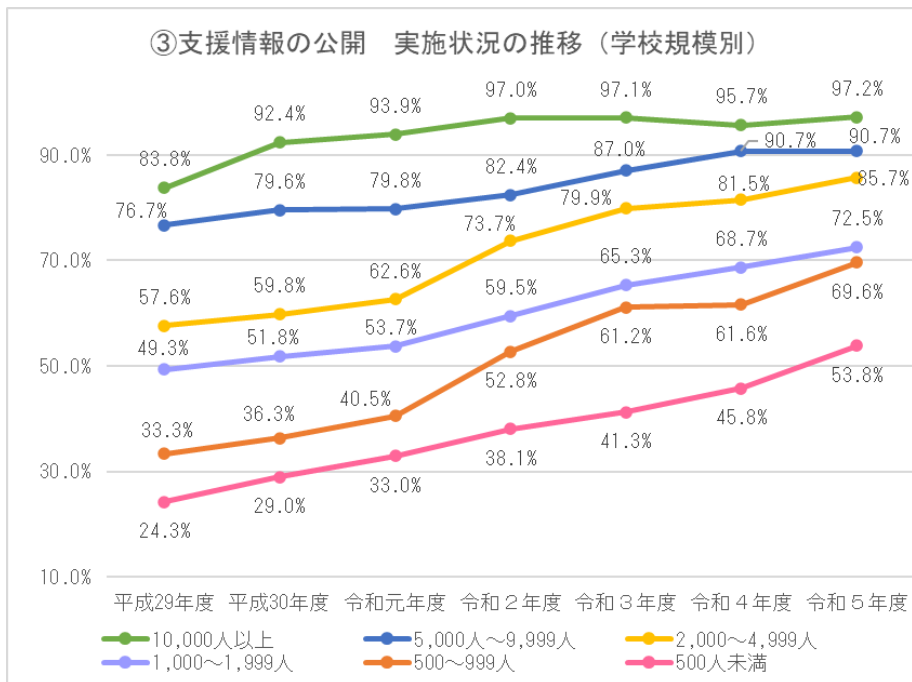
図表 70



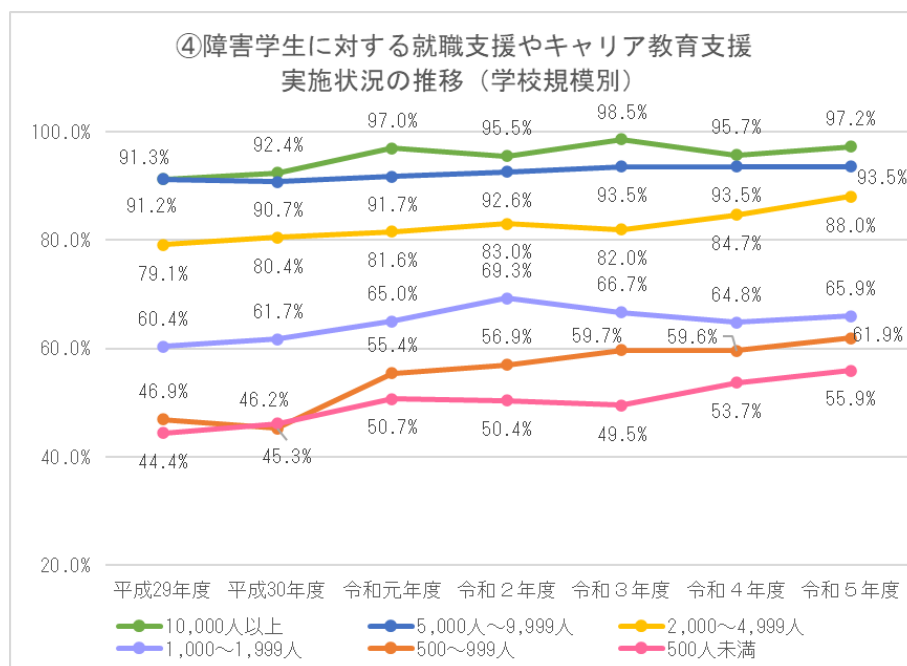
図表 71



図表 72



図表 73



8. 障害学生支援に関する体制の整備の分析

本章では平成 29 年度から令和 5 年度までの障害学生支援に関する体制の整備状況の推移について様々な観点から分析を進めた。

令和 5 年度の状況をみると、対応要領等の策定については、設置者や規模によらず比較的整備されている。設置者別でみると国公立大学等はほぼ 9 割以上、私立大学等は 76.8% で整備されている。規模別にみると 500 人以上の大学等はおおむね 8 割以上、500 人未満の大学等では 70.8% となっている。

同様に、障害学生支援に関する専門委員会等については、「専門委員会を設置」と回答した国立大学等は 76.6%、公立大学等は 48.3%、私立大学等は 45.2% となっているが、他の委員会が対応しているものも含めると国公立全てが 9 割以上となり、ほぼ全ての大学等に対応する委員会が設置されている状況である。規模別では、専門委員会が設置されているのは、2,000 人以上の大学等で 6 割以上である一方で、500 人未満では 38.5% となっており、規模が大きい大学においても設置が進んでいない状況があるが、他の委員会が対応しているものも含めると全ての規模の大学で 9 割以上となっている。

また、紛争の防止・解決等に関する調整機関に関して「調整機関を設置」「他の機関が対応」の回答を合わせると、国立大学等が 77.4%、公立大学等は 55.1%、私立大学等が 50.2% となっている。規模別では、10,000 人以上の大学等においても 69.4%、2,000 人未満では 5 割前後にとどまり、設置者別では国立と公私立とで差があるが、規模別による差は大きくない。

障害学生支援担当部署の設置については、「専門部署・機関を設置」と「他の部署・機関が対応」を合わせると全ての設置者、規模において 9 割以上となっている。「専門部署・

機関を設置」の回答は国立大学等が 59.9%、私立大学等が 26.6%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 73.6%、2,000 人未満の大学等で規模が大きい区分から順に 26.2%、14.9%、20.0%となっており、設置者別、規模別ともに格差がみられる。

障害学生支援担当者について、専任又は兼任いずれかの担当者を配置している大学等は全ての設置者、規模別で 9 割以上となっている。専任の配置については国立大学等で 53.3%、公立大学等で 18.6%、私立大学等で 22.0%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 73.6%、2,000 人未満の規模では 2 割未満にとどまっている。

障害学生の相談受付窓口を設置している大学等は、国立大学等で 99.3%、公立大学等で 85.6%、私立大学等で 85.0%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 100.0%、2,000 人未満は 8 割台となっており、設置者別、規模別ともに整備が進んでいる。その一方で、支援の申し出等に関する対応手順については、整備されているのは国立大学等で 84.7%、公立大学等で 72.0%、私立大学等で 64.5%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 88.9%、500～2,000 人未満は 6 割台、500 人未満は 58.5%となっており、設置者別、規模別ともに格差がみられる。

なお、比較的規模の大きい大学等で専門委員会や調整機関の設置が少ない理由は、学生支援課や学生委員会、ハラスメント委員会といった既存の部署や委員会等が兼務するなどして問題解決にあたっていることが背景にある。このように既存のスキームで対応がスムーズになされる場合は問題ないが、専門的な知見から問題解決を効果的に図る場合は専門委員会や調整機関の設置の検討が期待される。

次に「専門部署・機関がある」、「専任の担当者を配置している」大学等をみると、設置者別、規模別ともに格差がみられる。その背景として前者の場合、障害者差別解消法の施行によって国立大学等においては合理的配慮が義務とされており、専門部署や専任教職員の配置が迅速に進められたことが挙げられる。令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行されたことで、私立の大学等においても取組の加速が期待される。後者の場合、小規模校は学生支援を担当する教職員の絶対数が限られていることから、兼務の常態化が指摘されている。今後は兼務する教職員の専門性やスキルを高める取組が期待される。

また、各大学等において相談受付窓口の設置が進んでいるものの、対応手順の整備については、設置者別、規模別で格差がみられる。対応手順の整備については大学等に多大な費用負担が発生する性格のものではない。各大学等においてはすでに整備が進められている大学等の手順を参考にするなどして早急な整備が期待される。